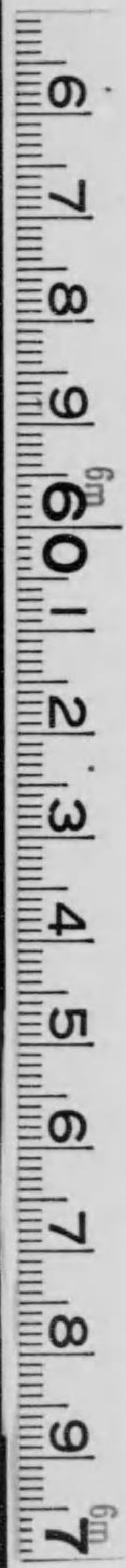


3304  
TA25



始



I-3465

女



~~332~~  
~~137~~

3304  
T25

# 時事連想

五九二二  
購求

## 緒言

泰西の人士時に時勢の必要に鑑み時に學術普及の爲め其専門の粹を抜き叙象的著述を爲すこと稀れなりとせず而して其効甚だ大なりジエボン氏の貨幣論フォウル氏の救貧法論等即ち是れなり今哉世界大に亂れ歐亞兩洲は正に修羅の巷にあり而して中米治らず北米爲めに安からず此時に方り億兆得て能く枕を高くするは獨り我國あるのみ是れ他なし則ち萬世一系我

皇室の御稜威に依るに外ならず之を仰げば愈々高く之を戴けば愈々尊し四海唯一萬國に比類なき所なり然りと雖も凡そ宇内に國する者孰れ乎戰禍を受けざらん殊に平和克復後に於ける世界經濟の情態は大に戰役前と其趣を異にし交戰國の財政急を告げ人口の調和を失し英獨佛の海外投資戰役前の如く自由なる能はず國際的分業は其跡を斷ち保護政策の復歸を見るは鏡に懸けて見るが如し北米合衆國今日の繁榮は他日大恐慌の因たるなきを保せざるに於てを哉我貿易上警戒すべきもの少しと

せず今日に於て地勢及び人文の發達を利用し他國に於て傷痕未だ癒へざるに先ち轉禍爲福の策を講ぜざるを得ざるは多辯を要せず是れを思ひ彼れに鑑み感慨の情更らに急なり依て理世の要務八件を選り劄刷氏に託し以て世に公にせんとす目下の急に鑑み劈頭組合の卷を公けにす是れ時勢の要に應ぜんと欲するのみ豈に他あらん哉

大正五年七月

著者誌

時事連想

壹之卷

組合

時事連想

壹之卷

組合

## 自序

同業組合の利世に定論あり然りと雖も我國施設未だ全たからず今哉之が普及完成を圖る更らに急なるものあり英米獨の如き見るべき者甚だ多し而して予輩之を説くこと茲に年あり明治四十二年予信州諏訪に遊ぶ同所は生絲業を以て名天下に鳴り其工場繁は即ち繁盛は即ち盛なるも一致團結の氣風を缺き閱牆の跡なきを得ず予深く之を遺憾とせり長老片倉兼太郎氏は斯業の泰斗啻に慧眼銳意の人たるのみならず徳高くして聲望一世を覆ふ而して齡予と相次ぎ一見舊知の如く對座相談すること

殆んど徹宵主として説くに同盟の必要を以てし互に得る所あり歸るに及んで氏に送るに拙著經濟史眼一部を以てし其内容の一なる獨占の款を熟讀あらんことを請へり氏の賢明忠實なる會得咀嚼必ず哉多少の勞を取られしことを疑はず今回の大亂に遭遇し感更らに急にして轉た今昔の情に堪えず記して以て江湖に告げ相共に氏の心事に倣はんことを期す若し夫れ其詳細に至りては第一章總論に譲り之を茲に贅せず

大正五年七月

著者誌

### 時事連想組合之巻目次

第一章 總論	一
第二章 北米合衆國	五
第一款 スタンダルト石油會社	五
第一目 濫觴	五
第二目 發達	七
第二款 ツロストの組織	九
第三款 利害	一〇
第一目 利益	一〇
第二目 弊害	三
第三目 利害の比較	一五

第四款 他の類例 ..... 一六

第五款 ツロストの勃興と株熱との差違 ..... 一九

第三章 英國 ..... 二

第一款 一般の趨勢 ..... 二

第一目 各種事業の擴張 ..... 二

第二目 小賣の利源 ..... 三

第三目 仲介者の省略 ..... 四

第二款 スミス氏の計畫 ..... 五

第一目 目的及主張 ..... 五

第二目 功績 ..... 六

第三款 綿業の大團結 ..... 九

第一目 動機 ..... 九

第二目 コーッ會社 ..... 三〇

第三目 他の類例 ..... 三一

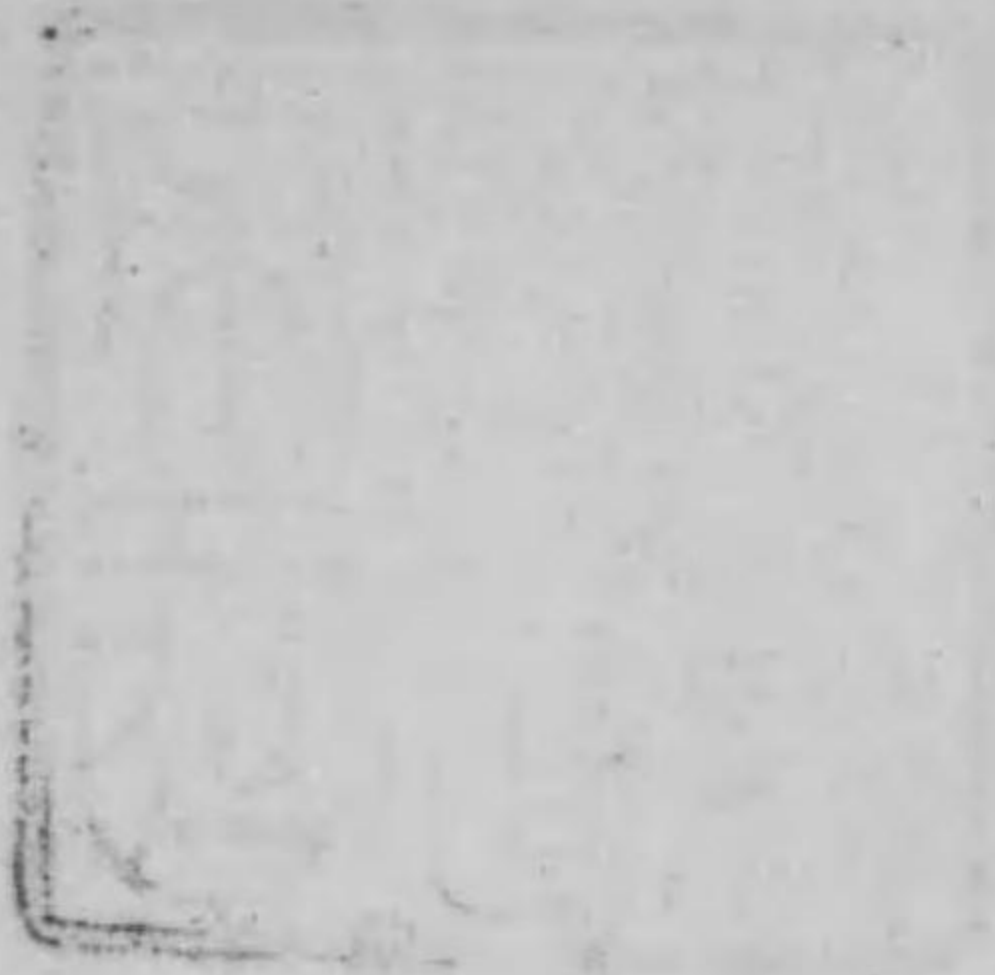
第四目 個人主義の廢類及報告の改良 ..... 三三

第五目 石炭事業 ..... 三四

第一 イリオット氏の計畫 ..... 三四

第二 其他の計畫 ..... 三六





# 時事連想 組合之卷

法學博士 子爵 田尻稻次郎著

## 第一章 總論



抑々今回の戦局は空前の大亂にして蓋し又絶後たらん切に望む其將に然らざらんことを今哉時局尙ほ半にして固より其結果如何を知るを得ざるも矢既に弦を離る豈に落所なからん哉英國を除き戦前の財政皆緊張し獨逸の如きは最も甚だしく平和克復後は之を戦役前に比し交戦國の公債は三倍以上となり國民の負擔は二倍以上となるは數の免れ難き所にして而かも其大部分は之を文武の事

業に使用する能はず既に富裕なる内外公債證券所有者の臺中に入り生産力を減少し貧富の懸隔を増大ならしむるを免れず加之多數壯丁の損失は常に生産力の減少のみならず延いては社會各方面に不利なしとせず而して平和克復後少くとも三五年は交戦國に於いては復舊事業及一般整理事業に忙殺せられ他を顧るに暇なく其購買力を減じ戦役前の如く海外投資英國は年に凡そ二十億圓、獨は十三四億圓、佛は十一二億圓、拙著『財政と金融』乾第一編第九章第二節參觀を爲す能はざるは數の看易き所にして北米合衆國、中央及南米諸國、印度、濠洲を始めとし從來資を外國に仰ぎし諸國に於ては事業の進歩戦役前の如くなる能はず大に其購買力を減ずるは是れ亦看易きの數なりとす而して合衆國今日の繁榮は平和克復後經濟情態の一變に伴ひ大恐慌を惹起し將に西曆千八百七十年七十一年の

獨佛戰爭後に於ける埃斯太里の轍を履み四海商業沈滞の因たるの虞なきを保せざるなり(拙著『經濟史眼』第十六章第三款佛國債金の影響參觀)果して然らば近き將來に於て諸國の購買力戦役前の如くなる能はずして物資を我市場に求むる頻繁ならざるは自然の勢なり、然りと雖も彼等も亦日需の物品は之を要す之を歐米に得る能はずんば之を我に求めざるを得ず只戦役前來つて我に求めし物は其需用の力を缺き歐米主として英獨より受けし所の供給は之を斷つ能はず故に今日の急務は廣く同業者を團結し幹部を組織し自滅的競争を避け生産費を確定し利益の最低歩合を定め其指揮監督の下に同一の步調を保ち注文の如きは幹部に於て之を受け幹部は地理特長に依り之を分配し別に委員を設けて常に海外市場の情況に注意し詳細の報告を爲さしめ力を歐風物品の製造に致し以て千載

一遇の機を逸せしめず歐人の戦後經營に忙はしきに乗じ我近隣の市場を得るは是れ實に我國の利益のみならず善隣億兆の望に應じ其需用を充足し其幸福を増すものと云ふべきなり豈に他あらん哉、近時諸國に於て「カルテル」「シンヂケート」「ツロスト」等の名稱の下に資本の集團頻りに行はれ時に壟斷の弊なきに非ざるも豈に除害利用の道なからん哉降龍の鉢解虎の錫妙用無盡金環鳴つて歴々たり一振の効亦大ならずとせず請ふ章を改め其梗概を述べん

## 第二章 北米合衆國

### 第一款 「スタンダルド」石油會社

#### 第一目 濫觴

「スタンダルド」石油會社は合衆國に於ける組織的大組合の最も古き者にして當初唯纔かに鐵道會社と運搬の特約を締結し運賃の特別割引を受け大に便利を得て競争者を壓倒して大に大事業を擴張し西曆千八百八十年に於ては合衆國に於ける精製石油の九割方今新たに競争者起り總額の六分の一に減せりを掌握し其量三億六千七百萬「ギャロン」價格六千二百萬圓に達せり而して爾來の經過を見るに合衆國の石油事業は年々増進の勢を示せり即ち西曆千八百九十年の米國々勢一斑に載する所に依れば同千八百八十九年の石油

産出總高は三千四百八十二萬三千六百六十樽(バレル)なり、今一樽は四十二「ギャロン」(「ギャロン」は二升五合二勺)入なるを以て之を「ギャロン」に換算すれば實に十三億六千二百四十五萬二千八百五十二「ギャロン」の多きに達せり、其内粗品は僅かに四百六十餘萬「ギャロン」なりしを以て殆ど全部精製のものとも見るも敢て妨げなく事業益々盛大に赴き地中管運送の方法大に發達し當時ベルシルウエニヤ及紐育兩州の石油は地中管延長三萬五千哩ありを共用し殆ど其生産を區別する能はざるに至れり而して其合同産出高は西曆千八百八十九年に於ては二千四百八十八萬六千四百三樽即ち九億二千四百四十二萬八千九百二十六「ギャロン」とす實に盛なりと云ふべし又西曆千八百九十七年の産出高を見るに其總高六千五百六十八萬八千八百一十一樽即ち二十五億四千三百八十五萬九千四百二「ギャロン」の多額に達せり而し

て最近西曆千九百五年には總生産高一億三千四萬樽を超過せり「スタンダルド」は其六分の一を保てり

### 第二目 發達

抑々「スタンダルド」石油會社は石油産出及其精製業の上に於て毫も特色を顯し新機軸を出したるに非ず只運搬の一點に付他に先鞭を着けたるに過ぎず然るに同業の競争を排し世に傑出して以て此盛大を致す漸延原由の理實に誣ゆ可からざるものあり而して其盛なるに當つて哉其生産物の運搬は之を曩に繁榮の因を爲したる鐵道に依らず産地より精製所及輸出港に達する地中管(西曆千八百八十八年に於て此會社の使用する管の延長既に九千五百哩に達せり)を設け前記の如き盛況を示し鐵道をして其主要なる搭載貨物を失はしめ却て頭を垂れて之を得んことを需むるに至らしめ必要ある

時は管を修理する場合の如き其運賃を指定するを得るに至れり(西曆千八百八十八年に於て其指定し得るの鐵道は九千六百哩に達せり)蓋し自由競争の下にあつては勝者は順番に以前より強力なる敵手に遭遇し一層勉勵を要し汲々怠る能はざるものありて爲に事業の發達を促し物價低落し消費者を利するの勢ありと雖も石油の如き需用廣大なる日常品を掌握すること此の如きに至れば生産者は其價格を左右するに自家自由の權にあれば若し夫れ一朝徳義心を忘却する時は肆に其價格を騰貴し公衆を苦しめ一般の發達を妨ぐるの虞なしとせず豈に寒心せざるを得ん哉此石油會社は露國石油產出者(主として英資に據る)と氣脈を通じ其勢力を歐洲市場に延長せり而して西曆千八百九十六年露國の石油產出總高は十五億三千六百十三萬「ギャロン」内四億三千三百六十一萬五千「ギャロン」は點火

用精製石油にして九億二千七百十二萬五千「ギャロン」は燃料其他は粗品なりとす故に米露兩國石油の聯合は頗る有力なる者と謂ざるを得ず然れ共露國石油の產出高は騒動の爲め大に減少し戰爭前(西曆千九百一年)の最高額六億四千三百六十萬「ブード」(「ブード」は四貫三百六十八匁餘)より西曆千九百五年の四億千萬「ブード」に減少せり

### 第二款 「ツロスト」の組織

方今米式大仕掛の「ツロスト」は前記標準石油會社を以て其魁とし爾來鐵道製鐵管類砂糖釀造家畜火酒等無數の「ツロスト」「ブール」等陸續として勃興し以て今日の盛大を致せり而して其組織は多數同業者聯合して組合を組織し中央部を設け之に統御の任を附託し營業一切の指揮を委ぬ(營業上の合衆國にして中央部は合衆國政府の如

く聯合したる各社は尙ほ各州の如し従來合衆國は其國家自ら一大「ツロスト」の如き組織なれば合衆國に「ツロスト」の盛なるもの蓋し縁なきに非ざるべし而して中央部よりは「ツロスト」證券なる者を發行し之を聯合中の各社に屬する各株主に與へ各社の収入は之を合同して一金櫃となし「ツロスト」證券に對して均一の割賦を支拂ふものとす然れども更に一步を進めて聯合各會社を集合し以て一大會社を組織し前記の「ツロスト」證券所有者に其持分に相當する株式を付與し純然たる一大株式會社を構成する者多し

### 第三款 利害

#### 第一目 利益

今一步を進めて其利害の關係を見るに利の方に於ては

(第一) 聯合各社の長を採り短を補ひ最上の機械を設置し最便の方法を採用するを得るの利あり

(第二) 營業上の最大智識能力及び經驗を集中するの利あり

(第三) 國中便利の方面に向つて隨意に支店を設置し生産者と消費者を近接せしめ運送の煩を省くの利あるのみならず殊に嵩高なる物品を取扱ふの事業の爲めに最も便利あり

(第四) 事業廣大なるを以て之に附隨する遺利は小事業に於ては捨て、顧みることを得ず却つて無用の長物たらしむる廢物を利用し副産物を産出し重ねて収益するの利あり例へば屠獸石灰業の如き最も其多きに居れり

(第五) 事業廣大なるを以て各部の關係を詳かにするの機會多く随つて發明改良を促すの便あり而して小資齷齪の事業に比す

れば多少餘裕の存するものあるを以て事業上試験研究の餘地あり

(第六) 到る處聯合物品の版圖なるを以て競争の爲めに生ずる費用を省略し得るの利あり、現に米國の四五の煙草事業者は競争の爲めに年々三百萬ドルの廣告料を要するも此組合の如きは強て其政策を取るを要せず

(第七) 前陳の利益あるを以て生産費及事業費を減じ其品質を改良し収益を増加し爲めに物價を低廉にし消費者に便利を與ふことを得べし

(第八) 自由競争の場合に比較すれば物價の變動歴々ならざるの利あり

## 第二目 弊害

前目所載の利益甚だ大なり然れども天下何物か利害相伴はざらん哉「ツロスト」問題亦其例に漏れず試みに其弊害を擧れば左の如し

(第一) 聯合強大に過ぐれば競争者起り難く動もすれば獨占の弊を生じ易くして却つて營業の發達進歩を妨ぐるの患あり

(第二) 一たび獨占の勢を爲すに於ては物價は必ず騰貴すべし

(第三) 聯合廣大に過ぐれば利害蕭牆の内に衝突し遂に兄弟相闘ぐの弊を生じ圓滑なる發達進歩を妨ぐるの患あり

(第四) 若し其聯合強大ならざれば他に同一の聯合起りて競争を試む此時に當り強者は弱者を斃して市場を占有せんとし多少の廉賣を爲し又は其他に要せし費用あるも未だ之を補ふの違なく前起の者は却つて後起者の爲めに失敗を招くの恐れあり現に砂糖「ツロスト」の場合に於ては當初の組織より二年を経て

數個の競争聯合を誘發し一たび相當價格以上に騰貴したる砂糖を相當價格に引下げ後二年を経て是等の競争者再び聯合して「ワロスト」を組織し生産高の九割を左右するの實力を掌握し糖價相當價格以上に騰貴せり

(第五) 廣大なる事業僅々數人の手に屬し公衆は勿論一般株主と雖も其會社の真相を詳かにする能はざるを以て其機關に與かるの當路者をして會社株式の投機賣買を試みんと欲するの情を誘發するの弊あり

(第六) 廣大なる事業を統率するには非常の腦力を要す假令各部の機關完備するも豫知す可らざるの災難又は當路者中最大有力者の突然死亡等の變に遭遇するときは幾多の動搖決して免れざるの患あり

### 第三目 利害の比較

前二目記載の利害關係を見るに利害共に前提に於て多少の推定を要するものありと雖も之を對照比較するときは利は以て害を補ふて餘りあり而して其所謂害なる者も多くは弊に屬し必ずしも「ワロスト」に伴ふ者に非ずして利は則ち之に伴ふ者なり故に國家的思想又は公共的觀念を以て之に従事するときは其功甚だ大なり又何を乎疑はん然りと雖も事に謹慎の要素を缺き純然たる利己流に陥るに於ては獨占の弊を生ず慎まざるばある可からず戒めずんはある可らざるなり不幸にして弊害起る事あらば速かに鎮壓的法を設け以て之を抑制するを要す其甚だしきに至りては局所切斷若くは局部麻痺の術を施し併せて嚴密なる行政監督を下し精密なる公告を爲さしむべきなり



## 第四款 他の類例

曾て鐵道王を以て有名なるカーネギー氏は既に多數同盟に加入し大に力を振ひ西曆千八百九十九年五月更に十五會社と聯合し五億圓の資本(後ち五億六千萬圓に増加せり)を以てカーネギー鋼鐵會社を設立せり此會社組織に際し曩きに銅組合を以て有名なる彼ロックフェラ氏も加入者の一人となり其他同氏は鐵及鋼鐵業の組合十二個を設立しカーネギー氏も其協議に與り茲に一大同盟を構成し二十億圓の鉅資を投入せり是に於て鐵及鋼鐵の事業は殆ど獨占の勢をなし線鐵價格の如きは之を前年末に比して十割鐵及鐵葉の如きは五割の騰貴を示せり而して合衆國の製鐵事業は輒近非常の増進を示し一個年地鐵の產出高は西曆千九百三年には千八百萬噸と

也同四年には少しく減少して千六百五十萬噸と也同五年には二千二百九十九萬餘噸に増加せり元來合衆國の鐵鑛及び石炭に富むは他國に於て見ざる所なり而して之に加ふるに前記の如き大資本の投下及大組織の成るあり其勢の盛なる猛然として當る可らず獨逸の「シンデケート」と相併んで四海の鐵業上に一大變動を來せり其他フレッドルファイヤに於ては九十個の商會を聯合し五十萬弗の資本を有する綿糸「ツロスト」を組織し紐育に於いては資本一億二千萬圓以上を有する金屬管製造會社ありて全國製造高の九割を掌握し白熱瓦斯燈會社は二千四百萬圓の資本を有し、デラウェア州に於ては土管製造聯合して五千萬圓の資本を有する組合を組織し之に同盟下水管製造會社の名を付す、シカゴ染料製造者は資本四千萬圓を以て一組合を組織し、キヤロライナ及アラバマの綿布製造者も相聯合して

一會社を設立しミニヤポリスの製粉業者は資本八千萬圓を醸して合衆國製粉會社を設立せり、其他多數の煖爐製造者も資本一億圓を以て組合を組織し棉花、牛乳、自轉車、家具、葬具業に至るまで皆「トロスト」ならざるはなく其勢天下を風靡し米國經濟界の十分の九を併呑せんとす實に西曆千八百九十九年の初期に於ては「トロスト」の個數百八十五を數へしに同千九百三年には四百五十三個となり同千九百十二年には千二百五十一個報告せざる者を除くとなり前記數者の外聯合煙草會社は五千二百五十三萬七千八百四十弗の巨資を有し、商船會社は三千九百萬弗、合衆國製革會社は三千六百十六萬弗、合衆國製銅會社は三千百萬弗の資本を有し、前記カーネギー鋼鐵會社の如きは橋梁材料製造を含み其九割を供給し、米國錫板製造會社は錫の九割五分を掌握し、「ナショナル」管類會社は管類の九割を供給す其

他斯の如きの類擧げて數ふるに違あらず、豈に驚くべきの現象にあらずや

### 第五款 「トロスト」の勃興と株熱

#### との差違

然れども「トロスト」は既設の會社又は個人が其資本を合同する者にして新に資本の必要を惹起する者に非ざれば新會社熱の流行と自ら其結果を異にし株式投機の如き恐慌の因を含有せず、只資本の分配と事業經營の方法を變ずるのみ然りと雖も亦多少壟斷の弊を生じ物價の騰貴を來す虞なしとせず故に米國に於ては屢々法律を以て其弊を防遏せんとし之に對する新舊法律は四十五篇の多きに及べり今其一二の例を擧げんに西曆千八百九十七年七月の法律は

總て「ツロスト」其他の方式に依り契約を爲し又は貿易の自由に反する團體と認定する者は之を一ケ年以内の禁錮に處するものとし又九十一年に於てイリノイス州は法律を以て「ツロスト」其他何等の名稱を用ゆるも一切此種の聯合を禁し團體個人を問はず總て之を嚴罰に處すべきものとせし如きは是なり又一步を進めて「ツロスト」に對する取締方法を議する爲め各州各府の聯合會を招集せんとするの議論を生ぜり然れども是等の組合は法律を以て之を禁する能はず其干涉を試みるも到底無効に歸すべきや論を俟たず既後の實驗此事を證するに餘あり是等の法律は却て會社若くは個人の組合を進め一層深密なる關係を生じ聯合組合より進んで大株式會社の組織に移るの傾向を見生ず鑑みずんばある可らざるなり

### 第三章 英國

#### 第一款 一般の趨勢

##### 第一目 各種事業の擴張

近時商工事業の競争は概ね大會社の勝利に歸せり是れ他なし大資本家は比較的營業の改良と市場擴張の便を有し小資本家を壓する實力を有すればなり故に大資本家は益々其資金を増加し又は大に同盟を試み小資本家も亦其競争に抗せんと欲し其資本を合し同盟を組織し終に目下の如き合同の現象を呈するは自然の勢と云はざるを得ず元來英國に於ては小賣商の大資本を有する者少からず大館を構へ一館内に諸商品を集め大に顧客に便利を與へ一大壯觀を呈するは實に世人の喫驚する所にして倫敦市に於て殊に然りと

す而して株式組織は生産事業より延て分配事業に及び西曆千八百九十六年九十七年の兩年間に、雜貨、食品、油類及藥種の小賣會社に投せし資本の高一千八百萬ポンドに達し一社にして百萬ポンド若くは二千五百萬圓の大資本を有する者ありとは實に驚くべきに非ずや、是等大商社は都鄙到る所に支店を有し、リプトン商社物品販賣店の如きは倫敦市に七十二、地方に百八十一の支店を有す又六個の雜貨商社は各所に支店を設け殆ど合同一手販賣の勢あり勢斯の如くなるを以て小賣の小賣は之と拮抗すること能はず漸次同盟の必要を感じ一地方毎に組合を設け相互に氣脈を通じ頗る其勢力を養ひ鐵道會社に向ては運賃の割引を請求し、政府に對しては自家營業に不利なる法律の改正若くは廢止を請願し又は法廷の判決に注意し大に努力する所あり而して同盟中其規約に背く者あるときは他の

同業者一致團結して違犯者よりも廉價に物品を販賣し又は貨物の供給を斷ち以て復た立つ能はざるに至らしむ實に非常の制裁と云ふべし

### 第二目 小賣の利源

抑々小賣の利源は廉賣高賣の二者にあり若し夫れ大商店の競争に遭遇するに於ては此二利源を全ふする能はず果して然らば小賣中其仕入品の支拂に苦む者が増加するなきを保せず事茲に至れば卸賣或は其損失を製造者に轉嫁せざるを得ず或は其補償を小賣中の健全なる者に求めざるを得ず然れば則ち小賣は勢ひ之を消費者に轉嫁せざるを得ざるに至るべし是に因て是を觀れば組合組織の爲め小賣の基礎鞏固となり一般消費者の利益なるや疑を容れず只

組合強大に過ぎ遂に壟斷の弊を生ずるなきを限度とす

### 第三目 仲介者の省畧

製造事業に於ては一定の時期一定の場所より貨物を購買するを必要とせざる顧客に向て其製品を販賣せざるを得ざるを以て市場に於て弱者の地位に立つ者と云はざるを得ず故に其利源は物價及生産費等に變動なく依然停止平穩なる景況に於ては實際勞銀の低落と仲買人の減少若くは撤去にあるや疑を容れず然るに前者は勞力需給自然の關係と職工同盟人爲の障礙ありて漫然之を減少する能はず只後者は組織及手段方法の如何に依り之を減少又は全廢するを得べし是れ方今製造家の大に力むる所にして既に新規の流行の商品則ち自轉車及縫織機械製造者の如きは全然仲買人を排除し

製造者より直ちに小賣若しくは顧客に販賣するの新慣習を作成し(英國に於て近年まで此慣習無し既に舊慣破れたりと云ふべし)大醸造所に於ても亦自ら酒類販賣の免許を得従前の如く旅館料理屋等へ酒類の販賣を依頼するを止め殆んど仲買人を全廢せり其他製粉事業の如き亦然り

### 第一款 スミス氏の計畫

#### 第一目 目的及主張

アイ、ジェイ、スミス氏は夙に組合の利益を察し曾てボルミンガムに於て金屬製臥床の製造に同盟法を用ひ偉大の成績を得たるより同盟法なるもの天下を風靡し爾後其法電氣鍍金製延板、鐵製留針等種々の製造事業に波及し非常の勢力を呈せり而して其趣旨は主と

して外國競争の過激を憂る者は先づ内國に於ける自滅的競争を抑制せざるを得ず、其目的を達するには先づ以て善良なる同盟を組織し周密なる調査を遂げ各製品の生産費を確定し、利益の最低歩合を定むるを要すと云ふにあり、是れ實に事業の根底を固うし并せて壟斷の弊を豫防する者にして實に人の心を得たるものと云ふべし、又其方法は委員を設けて外國貿易に關し詳細なる報告を爲さしめ、一同團結して外國の競争に對するの方法を講究せしむるものとせり、或る場合に於ては特別の市場特別の事情に由り一時賣價を引下ぐるの要あるべく、又或外國に於て物品を製造するを便宜且つ利益とすることあるべし、是等は委員の最も注意すべき事項なりとす

## 第一目 功 績

スミス氏は事業經營上一機軸を出せしものと云ふべし、而して其生産費及利益の最低歩合を定むるが如きは實に深謀遠慮あるものと云はざるを得ず、良種豈に良果を生ぜざらんや、西曆千八百九十四年ヨークシアに染物工場組合、染工組合、瓦斯組合及労働者組合を組織又は改良するに當り皆ボルミンガム同盟に則とれり、此等の同盟は當初より非常の勢力を表はし立ち所に事業者全部の六割、總職工の九割を網羅せり、其設立十八ヶ月の後、勞銀會議の決議に違反したる者又は事業者の規約に悖りたる者及職工の之に背きたる者に罰金を課することを議定せり、是れ世人をして昔日の組合組織を追想せしめ、少しく奇異の念なきを得ずと雖も亦已むを得ざるに出るものに似たり、而して勞銀増加の要求は當該製造所の利益五分以上となり、其地方に於ける同業者の總數七割五分以上が請求高と均しき

勞銀を支拂居る場合の外之に應せざるものとせり、是れ亦一方法と云ふべし、陶器製造業に於ても此種の同盟を組織せしと雖も尙ほ幼稚の域にありて勢力未だ大なるを得ず、然れども其進行は頗る注意を要すべきものあり、是等の組合は之を適當の範圍に止め純良の意志を以て經營せらるゝに於ては大に營業の基礎を鞏固にし従前の廉賣競争と伴ふ所の粗製濫造の弊を防ぐの利ありと雖も利のある所は亦茲に潜伏するは天下の常勢にして是等同盟の如きも獨占の弊を生じ事業者の一方より市場の觀察を下し勞銀歩合を最低以下に定め或は社會問題を惹起するの媒をなすの虞なしとせず、然れども幸にして世人が前記スミス氏の深謀遠慮を悟り深く茲に注意せば其害を避け其利を收むる蓋し難きに非ざるべし

### 第三款 綿業の大團結

#### 第一目 動機

英國從來の綿布製造は外國同業者より劇烈なる競争を受け内國に於ては最新式の機械を具備したる新會社の競争を受け頗る困難の境遇に陥り西曆千八百九十七年の冬期に於て勞銀の引下げを決行せんと欲したりと雖も廣く同業者を糾合する能はず又職工同盟の反對に逢ふて其目的を達すること能はず終に一致團結以て一大組織を成すの必要を感じ共同營業の企圖交々起れり、綿布製造者が此の如く「ツロスト」の組織に熱中狂奔する所以の者は他の競争に迫られ維持の必要に由るものなるべしと雖も抑々亦曩に燃糸製造業者が共同團結して偉功を奏したるを羨望するに出るに似たり請ふ

目を改め之を略陳せん

## 第二目 コーツ會社

ベイトリーのコーツ會社(燃糸製造に従事する者なり)は總計一億千五百萬圓(内二千萬圓は債券)の資本を以て西曆千八百九十年株式組織に設立せられ當初より社勢駁々として進歩し既に吞牛の勢を示し同千八百九十五年に「ケル」會社を合併し翌年に至り其勁敵三大會社を合併し一大會社となり新に四千百萬圓の資本を募集して爾後普通株式に對し二割の配當を爲すの盛況を呈せり又西曆千八百九十七年十二月十五個の製造會社を合併して二千萬圓の資本と百五十萬圓の社債とを以て一大會社を組織せし者にして英國綿燃糸製造會社はなり元來此會社は相互競争の結果其製品の下落到に苦しみ

終に此大共同の舉に出て大に利益することを得尙ほ進んで利害の衝突を防がんとしコーツ會社と妥協し其普通株式二百萬圓を引受けしめ(同業會社が相互に普通株式の引受を爲すときは其利害を一にし競争を避るの便あり其設立後期月ならずして四十七萬五千「ポンド」の資本を有する一大會社を合併し頗る盛況を呈せり茲に於て最近に設立せられたる三千七百二十萬圓の資本を有する北米合衆國の燃糸製業者の組合は其競争を恐れコーツ會社及英國燃糸製造會社と其賣出高及價格に於て不當の競争を避くるの約條を爲しコーツは百三萬圓英國燃糸は七百四十四萬圓此米國新會社の株式を引受ることとせり是に由て之を觀れば小資本を有する數個の英國燃糸製造者は勢團結して一同盟を組織せざるを得ざるや疑を容れざるなり



## 第三目 他の類例

綿糸紡績事業者も是等然糸製造者の例を見且つ競争の劇烈なるが爲め同盟の必要を感じ西曆千八百九十八年三月四千萬圓の資本と二千萬圓の社債を以て株式細糸紡績會社を設立せり此會社はマンチエスタ及ボルト等に於ける三十二個の紡績所を合併したるものなり元來此等の紡績所は設立以來數年を経たる知名のものにして已に深密なる關係を有せしに依り此合併は困難なく施行せられたり

右の外オールダムの太糸紡績者は三千万圓ベルファスト及其附近に於ける亞麻紡績(リニヤーン)會社は四千万圓ダンヂーの苧麻製造者は二百万圓の資本を以て大會社を組織せんとせり又既に同

盟を爲し又は期月ならずして結合すべき見込ある織物事業に係る諸團體に於ける資本總高二千八百萬圓の多額に達す而して其結合は尙頗る増進の勢あり何となれば紡績者の競争尙は全く止まず而して綿布及毛布製造の數多大ならず容易に聯合し得るの事情存在すればなり

## 第四目 個人主義の廢頽及報告の改良

英國に於ける個人主義の本城たるマンチエスタの製造者が祖先以來墨守し來りたる主義を棄て利益公配の範圍を廣め社會主義に傾き共同一致を計るは實に非常の變更と云はざる可らず而してホルデン氏は此趨勢に乗じ其利を收め其害を避けんと欲し總數八萬

基の織機を有する數製造者をして日々其賣高等を報告せしめ其翌日之をマンチエスタ取引所に於て出版公告することに同意せしめたり斯の如くして従前の漠然たる報告を確實且つ迅速ならしむるは取引の爲め一大便宜を與ふるものと云はざるを得ず是と同時に綿糸紡績組合も一致聯合して其事業に關する訴訟事件及立法府に對する建議等を處理する爲め一委員を組織せり

### 第五目 石炭事業

#### 第一 イリオツト氏の計畫

石炭は文明の燈明にして一日も之を缺くを得ず其價格少しく高きも其變動を避け百般の事業をして其據る所を知らしむるの必要あり是に於て哉西曆千八百九十三年ソルデョーデイリオツト氏鐵

鑛精練鐵及鋼鐵の製造に要する分を除き石炭の總產出高を包括すべき一大「ツロスト」を組織せんことを計畫せり氏は蘭菊芳を競ふは夫れ或は妨げなきも石炭の產出上區々たる競争を排斥し地形を選び大に之を收集するは學理上爲し得べからざるのことに非ずとし因に記す英國の石炭生產地は之を六區に別ち鐵の產地に接近し海港を距る遠からず其產額は年に二億八百萬噸に達す熱心に其説を主張し石炭の賣價を一噸七志三片一志は凡そ四十八錢一片は凡そ四錢とせば鑛夫の勞銀を十分に増加するも尙ほ同盟の普通株式に對し一割の配當を爲し得べしとの豫算を立て商務局の許可を得るに非ずんば之を一割五分以上に増加するを得ずとの規定を設けんとせり是れ利益の壟斷と產出品の高賣を豫防する必要の注意と云ふべし然れども氏の計畫は十二億圓の大資本其三分一は五分利債

券を發行するの企圖たりを要し其規模甚だ廣大にして遂に實施を見るに至らざりしは是非もなき次第なりき

## 第二 其他の計畫

爾後國會議員の一人なるトーマス氏の石炭の産出高を制限し之を各坑に分配し以て其價格を維持せんとするの說を唱道するありて坑主及鑛夫中多少の同意者なきに非りしと雖も此の如きは自然の發達に反し頗る古風の計畫なるを以て遂に多數を得ずして消滅せり又ヨークシャーランキャスシャー及其中間地方の炭坑主聯合會の事務員なるイリス氏も坑主を糾合一株式會社を組織し中央部會と地方部會とを連絡して氣脈を通じ其決議に依り代價を定め其社員の炭坑より産出する石炭は此價格を以て會社に購入し會社に於

て更に之を販賣せんとの提議を爲せしが如き事實あるは畢竟イリス氏の計畫大に世人の注意を惹き又炭坑主等が既に聯合の必要を感ずるの一證として見るを得べし近時石炭及鐵事業の爲め千四百萬圓の大資本を以てピース組合なるもの起りしと雖も是れ普通の組合にして所謂「ツロスト」に非ず其他探炭事業に於て重要な合併は西曆千九百九十六年「ジョイ、ジョイセイ」會社が或る貴族の所有に係る炭坑を買收せし一事あるのみ此會社は四百五十萬噸の石炭を産する炭坑を有し一萬二千人の役員職工を使用す亦英國の一大會社なりと云ふべし石炭分配事業に於ては西曆千八百九十六年八個の大商會合同して株式「タブリュー、コリー」及子息なる一大會社を設立し海路倫敦に輸送せらるゝ石炭の總高八百萬噸の内五百萬噸を引受け其販賣を一手に掌握せり而して此會社の資本は二千萬圓にし

て債券八百萬圓を發行せり

## 第六款 運搬及金融事業の團結

### 第一目 運搬事業

乘合馬車小荷物配達及鐵道會社の如きも同業中廣く聯合をなし就中航海業者の如きは内外諸港に航海會議所を設け互に氣脈を通じ特約を定めて相互の競争を避け殆ど東洋喜望峯、濠洲及米洲の運搬事業を獨占するの勢あり、西曆千八百九十七年十二月半島及東洋汽船會社の社長は其株主總會に於て述て曰く航海事業の利益は諸汽船會社同盟して運賃を一定せざれば之を望むこと能はざるべし其同盟規約は之を英國鐵道會社に行はるゝ所に準するを得べし則ち鐵道會社は列車の速力を増加し其設備を完全にして種々の方法

を以て改良をなし旅客の便利を圖ることに於ては互に競争を爲すと雖も同一の方面を往復する鐵道の賃錢は各社通じて一樣なり、是れ目下汽船會社の爲す所なりと、是に由て之を觀れば汽船會社の同盟亦固しと云ふべし、是等の同盟は直ちに其効驗を示はし自由競争の下に於ては歐洲より海峽殖民地までの貨物の運賃は一噸五志乃至七志六片なりしに獨英會議に於て既に之を二十志に増加せり故に商賣は固より此の如き増加を喜ばず大に不便を訴ふると雖も航海業者は貨物運送の便を圖り殊に外國貿易上に於て等差率(チップ・レンシヤル・レート)割引若くは特定率(ブレフ・レンシヤル・レート)を設け時としては貿易上外國競争者に利益を與ふることなしとせず英國は世界海運事業の大部分を占むるを以て其割引等の爲め外商の爲には割合よく其荷物を運送し得る結果となることあり、是に於て

商賈は之を以て外國競争の劇烈なる一因となし益々之を喜ばず今之を實地に徴するに一見解し難きものなきに非ず其一例を舉れば同盟汽船會社に於ける綿製器の運賃は紐育より上海まで一噸二十五志乃至二十六志六片なるにリパブルより上海までは四十七志六片なりしことあり抑々海運の事は事情複雑船操荷物有高等の模様ありて此間種々の消長なしとせず故に單純に之を斷する能はざるもの此の如きは亦是れ一奇觀と云はざるを得ず

### 第二目 金融機關

英國の生産分配及運輸會社が其資本を集中し大組合を組織して競争を避くるの景況は概ね此の如し而して其金融機關は如何なる情態なるやを観るに合同増資及支店の開設甚だ盛んにして合併中

其最も見るべきものは嘗て「オールダム」株式銀行を合併したる「ミッドランド」銀行は更に進んで市及倫敦銀行を合併し倫敦市及「ミッドランド」銀行と改名して其資本を二百二十萬ポンドとせり曩に同盟銀行及一行二社を合併したる「パース」銀行は今又「ダービー」及「ダービーシャ」銀行を合併し市首府及地方銀行は「グラモルガンシャ」銀行を合併せり斯の如くにして英倫に於ては西曆千九百九十六年には株式會社の數百個なりしに同千九百五年には六十二となり殖民地及外國銀行を除く同時に支店數は三千八百八十九個より四千四百五十八個に増加せり而して西曆千八百八十七年より同千九百十五年までに銀行の合併事件は二百四十一件の多きに達せり拙著『財政と金融』坤第二編第一卷第八章第一節參觀)

## 第四章 獨逸

## 第一款 沿革

獨逸に於ては他の大陸諸國に比し「ツロスト」最も廣く行はる、蓋し獨逸の國情は或點に於ては北米合衆國に類似し工業の發達は市府の繁榮を來し生産過多競争劇烈等の諸原因相待つて「ツロスト」の發生を促し夙に之が萌芽を發し製鐵事業に於て最も盛にして延ひて石炭事業に及び方今獨逸に於ては個人若くは一社團は最早事業の單位に非ずして「カルテル」(「ツロスト」的組合)を以て單位と爲すに至り其業甚だ偉大なり請ふ少しく之を述べん

獨逸に於ては米國式「ツロスト」的組合に對して「カルテル」又は「シンヂケート」の稱號使用せらる然れども嚴格に之を區別すれば「シンヂケート」は一層の發達を経たる者にして前者は單に販賣の條件を定め賣價を指定するに止まると雖も後者は更に一步を進めて組合の爲め販賣の委託を受く然れ共普通は兩語を混用し其間敢て差別を置かず而して慧眼の史家は商界の實況を調査し獨逸に於て西曆千八百三十六年既に「シンヂケート」成立の説を傳ふ方今の「カルテル」は西曆千八百六十年に萌芽を發し其最も著き者は西曆千八百六十二年に起りたる錫板製造組合なりしと雖も尙ほ多くは一方面に限局し業數甚だ多からざりき降て西曆千八百七十年代に至り競争の結果製鐵事業に生産超過を來し生産販賣等に關し同業中に規約を定めるの必要を生じ「カルテル」組織の氣勢漸やく動き千八百七十三年製鐵事業(地鐵)に「カルテル」の構成ありて既に内外に對し製品の價格を異にするの弊を生じ西曆千八百七十九年保護期に入るに及び一層

熾にして西曆千八百八十六年サイレジャの延鐵事業に於て新式の組合起り殆ど全國を風靡せり、然るに當時氣運未だ石炭、鑛山、地鐵、延鐵、精製鐵品等を網羅して一大事業を組織するに至らず、是等各種の事業箇々別々に成立し、各々其利害を異にし、石炭、地鐵事業の如きも亦當時生産超過に苦み加ふるに學術の應用漸く盛なるが爲め生産品の市價大に低廉に傾き、延鐵及精製鐵品業者は原料及燃料の價降して時に或は供給超過の爲め生産費以下にして是等の資料を得るの便を得、當時未だ劇かに「ツロスト」式「カルテル」の大發展を見るに至らざりき、然るに西曆千八百九十年代に至りては氣運大に熟し、曩に西曆千八百八十六年ルールに於て起りし地鐵業組合漸次發達し、同千九百年骸炭組合を併せ、同九十二年ミネテの地鐵製造所を合せ、西曆千八百九十四年ジールランドに一大地鐵製造組合組織起りて

同地の鑛山會社を合せたり

### 第二款 組合組織の完成

斯の如くして地鐵の產出大に増進せしに搗て加へて西曆千八百九十三年以來石灰酸事業の組合大に起り、燃料、地鐵の供給裕かなりしに鐵品製造の發達之と伴はず、曩に全國を風靡せしサイレジャ延鐵事業も西曆千八百九十三年には分散の非運に陥り、大體の進歩に於て少しく躊躇の有様を顯はせしか、西曆千八百九十四五年頃より世上漸やく活氣を呈し、同千九百年に至るまでは近年稀れなる盛況を示し、獨逸鐵業も此間絶大の發達を致し、所謂半製品「カルテル」なる者の發展を促がせり、蓋し半製品とは條鐵、骨鐵（ビーム）、葉鐵、棒鐵、丸角共、地鐵等を云ひ、是等の製造はトーマス式（礫石中の磷素を容易に除

く方法の適用に因り當時鐵事業に殆ど新季節を開けり(獨逸には含  
磷礦多きを以て此發明は特に獨逸に利あり)

元來是等の鐵類は延鐵其他精製鐵品の原料品なるに高等製鐵業  
は前陳の如く頓挫不振の勢を呈せしに由り是等半製品組合は一步  
を進めて精品製造を爲すの利益あるを悟り當初は單に賣却代價の  
統一に就て規約を結びしに止まりしと雖も漸次原料の獨占を爲し  
西曆千八百九十九年に至り是等原料品の供給を一手に纏め自ら高  
等品の製造に着手し一面には從來の延鐵製造者等をして自己より  
原料を得ざれば他より之を收得すること能はざらしめ一面には自  
ら高等品の製造者と成りて古式の製造者と競争し西曆千八百九十  
五年より同千九百四年までに重量葉鐵及棒鐵組合(西曆千八百九十  
七年)鐵釘組合(同九十八年)輕量葉鐵組合(同千九百二年)に組織成り西

曆千八百九十七年以來ルール、ミネツテ、ジールランドの地鐵製造  
者は既に完全なる組合を組織し獨逸の鐵業大に發達伸張せり斯の  
如く各種の「カルテル」發達し終に全國に亘り一大團結を爲すの必要  
を生じ西曆千九百三年鋼鐵「シンデケート」の組織を企圖し「クルップ」  
「ヒュッキス」等大家の反對あるにも拘はらず終に前記の地方を糾合し  
て一大集團を組織し進んで佛白塊の同業者と氣脈を通じ頗る四海  
の耳目を惹けり

### 第三款 石炭事業其他の大集團

右の外石炭事業に於ても前陳の如く「カルテル」組織大に發達し其  
最も有名なる者をライン、ウエストファリヤ石炭「シンデケート」とす其  
特質は米國石油會社と同じく直接に躉賣を左右するも生産は各會



社の自由に放任し石炭賣買會社の名を冒して西獨の石炭業を左右す其他獨逸展轉組合、化學工藝組合、石油砂糖事業等の如き「ツロスト」の重なる者は皆本部を設けて糶賣を行ひ價格を指定して各會社に隨意に卸小賣の需めに應ずるの權を與へず注文書來る毎に先づ本部に呈出せしめ本部は百般の事情を斟酌して甫めて注文に應ずることを許す而して販賣價格も亦本部の監督する所なり

組合の巻終

時事連想

貳之卷

工業

## 自序

輓近我國工業の發達見るべきもの少なからずと雖も之を歐米先進國に比し遜色あるもの甚だ多し就中工場の組織、生産費の調査に至りては大に缺く所あり而して同盟罷工及鎖出に關しては未だ何等の設定なし、罷工の害鎖出の時に己を得ざるは多辯を要せず我國人士忠實愛國の念高きは世に比類なく事甚たしきに至らざるべきも之を史乘に徴し又之を交戦國の近況に鑑みるに惆悵良久顰蹙禁じ能はざるもの少しとせず、今日に於て之に備へずんば他日正に噬臍の悔ある疑を容れず而して世運の進

歩は事業を複雑ならしめ資本勞力の關係漸やく正に繞密ならんとす加之今回の時變は我國を驅つて將に工業國の列に入らしめんとす抑々大勢に乗じ風雲を叱咤するは志士の最も努むべき事に屬す此時に當り一層力を工業の發達に盡さざるを得ざるは論なきのみ短才寡聞敢て當らず然りと雖も余輩亦少しく研究する所あり時勢の急に鑑み黙止するに忍びず組合の卷に連想し以て本卷を發刊す江湖の參考となるを得ば幸甚太

大正五年七月

著者誌

### 時事連想工業之巻目次

#### 第一章 模範工場

第一款 北米合衆國に於けるテイラ式	一
第一目 組織	一
第二目 經營	八
第二款 英國に於けるクロスフィールド石鹼製造所	二三
第三款 獨逸に於けるツァイプの眼鏡類製造所	二四
第一目 創立	二四
第二目 職工の取扱	二六
第四款 勞働時間救助等	三三
第一目 勞働時間	三三

第二目 役員及労働者の救助……………三

附言……………二六

第二章 共同法……………二七

第一款 英國……………二七

第一目 總論……………二七

第二款 沿革……………二八

第一目 オーウン氏の性格……………二八

第二目 オーウン氏の失敗及遺績……………三〇

第三目 發達……………三三

第四目 完成……………三五

第五目 析衷法……………三七

第六目 共同法と破壊的社會黨との根本的差違……………四一

第三款 獨逸……………四二

第一目 英獨の差違……………四二

第二目 消費組合……………四四

第三目 住家の供給……………四七

第三章 少年労働者……………五〇

第一款 總論……………五〇

第二款 英獨の實況并に其差違……………五一

第三款 労働臺帳及證明書……………五三

第一目 臺帳……………五三

第二目 證明書……………五六

第四款 特例……………五七

第一目 徒弟に關する規定……………五九

第四章 同盟罷工并に鎖出

第一款 同盟罷工……………三三

第一目 總論……………三三

第二目 諸國の立法例……………三五

第三目 罷工の原因及件數人員……………三七

第四目 罷工期の長短と其成績……………七六

第五目 罷工者の最も注意すべき點……………八二

第六目 英國に於ける同盟罷工……………八五

第七目 獨逸の實況……………八八

第八目 北米合衆國……………九三

第二款 鎖出……………九四

第一目 獨逸の例……………九四

第二目 佛國の例……………九六

第五章 仲裁機關并に据置契約

第一款 仲裁機關……………九九

第一目 機關の發達……………九九

第二目 佛國……………一〇一

第三目 英國……………一〇七

第二款 据置契約……………一三

# 時事連想 工業之卷

法學博士 子爵 田尻 稻次 郎 著

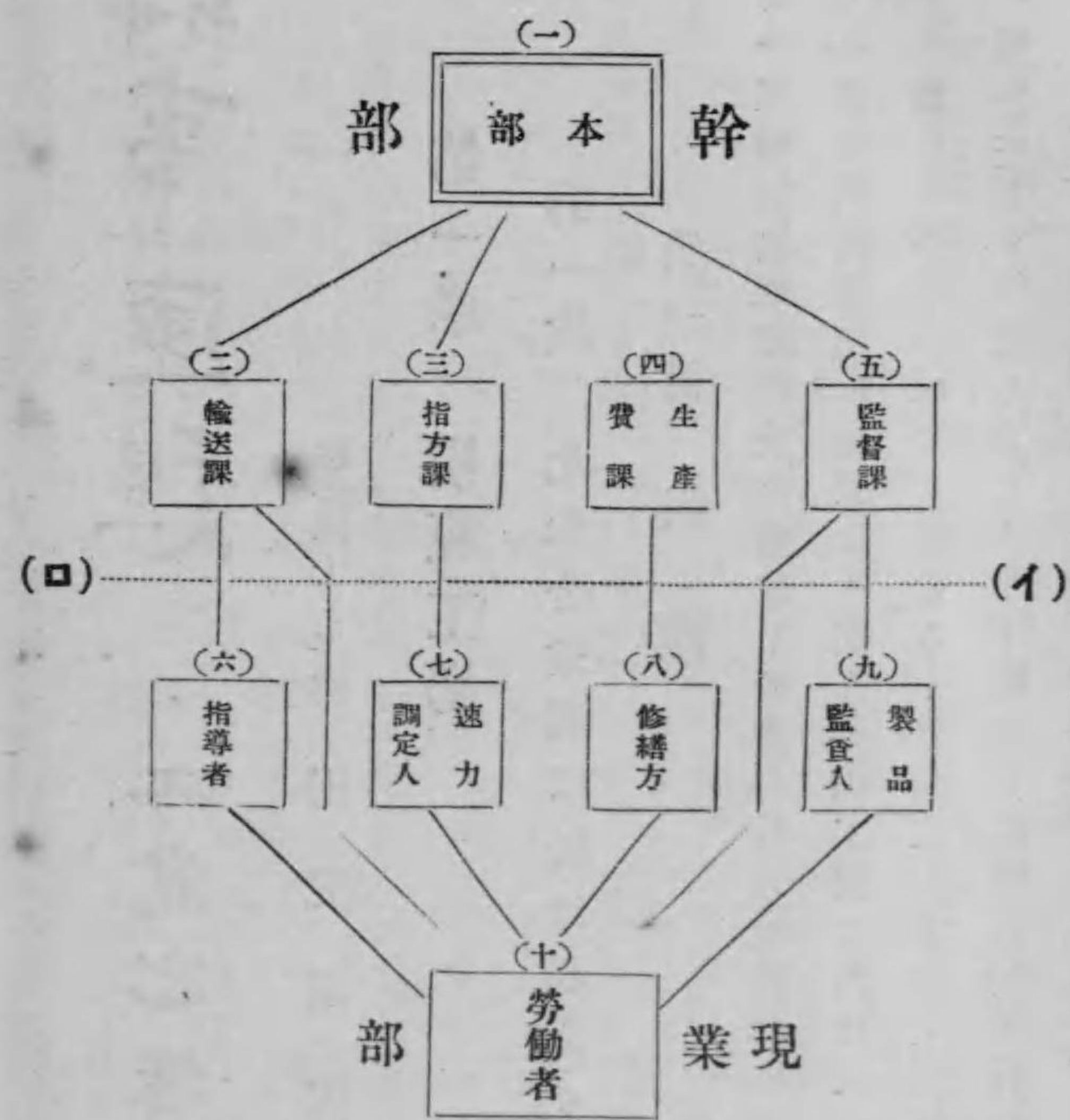
## 第一章 模範工場

### 第一款 北米合衆國に於けるテイラ式

#### 第一目 組織

方今工場の組織經營大に發達し、勞力の效力又昔日の比に非ず、而して今哉我國純農國の地位より進んで商工國の列に入らんとす、然れども製造の事業尙ほ未だ精なるを得ず之を文明先進國に倣ひ、我短を補ふべきもの蓋し少しとせず、輒近合衆國に於て行はるゝ所の

第一款 北米合衆國に於けるテイラ式 第一目 組織



テ  
イ  
ラ  
式  
な  
る  
者  
は  
巧  
妙  
神  
に  
通  
じ  
殆  
ど  
間  
然  
と  
す  
る  
所  
な  
く  
採  
用  
す  
る  
に  
足  
れ  
り

請ふ之を略陳せん

圖中「イロ」の線の上部を幹部と爲し下部を直接製造の事業を爲す所とす、本部は重役を以て組織し經畫の成る所、命令の發する所にし多く謂ふを要せず、輸送課は運送に關する一切の事を掌り其課長は豫め貨物の通路を定め某品は倉庫、某品は假置場、某品は直ちに使用又は搬出すべき等を定むると同時に發着の時間場所及力量其他の特質特技に鑑み取扱人足の數を定め場の内外を問はず貨物置場の當否を考へ至便の場所に之を存置するを要す而して注文大なるときは機械臺は其整列を改むるを便利とする場合少なからず故に臺は釘を以て床に取付けず厚板を床の上に敷き其上に之を安置するを便とす、重大なる材木を持運ぶの必要ある時の如き殊に然りとす故に動力傳送の方法も豫め機械臺据付變更に差支へなき様注意

するを要す又不用の器具機械等は速かに処分し(他日使用の目的ある者は邪魔にならぬ隅に置くべし倉庫に明あれば入置くも好し)斯の如く運送に必要な考案を定め之を圖面付命令狀に記入し之を主任者に交付し時來れば直ちに運搬に取掛らしむ

右の命令狀にて貨物の發着の時及其所在を詳かにするを得るを以て指方命令課に於ては指導者及各労働者に其爲すべき事を命令狀にて指示し材料器具(必要あれば)の所在を知らしめ生品の工程成績は之を命令狀に記入せしむ(中坐退場の場合には其時間を記入せしむ)生産費課に於ては命令と是等の記入に依り詳細に生産費を調査し之に依り勞銀及賞與(成績佳良の者に與ふ)の金高を定め其支拂の用意を爲す而して監督課に於ては場内の規律と平和を保つに努め誤解不平等起るの虞あるときは其融解調和の方法を講じ仲裁を

試み必要あるときは可否の判斷を下すに至る是等を幹部組織の梗概とす而して當事者は天稟の特才ある者に非ざれば高等専門學の素養ある者を好しとす

六以下は現業に従事し幹部の命令に基き活動す指導者は労働者の組長にして労働者に數組あるときは數人の指導者を要し中一人を其頭目と爲す指導者の任務は組中職工の手足身體(主として手先)の運動に注意し成品仕上の時間を測り労働者にして命令狀記載の業を爲す能はず又は新規の器具機械の取扱方法を解せざるとき其方法順序を示すにあり組中の成績好良にして其所屬労働者盡く賞與金を受るときは組長も之を受くるを通例とす而して其率は普通労働者の倍とす(普通は單位一箇に付き十錢なれば長は二十錢を得)速力調定人は動力の程度を適當ならしめ機械の全部及一部に仕



事に適應する所の動力を送り配下の職工に其取扱ふ所の機械が如何にせば適當の運轉を保つを得るやを教示するを以て其任とす、修繕方は常に機械を見廻り其完全を期し苟も故障の起るべき虞あるときは直ちに相當の手當を爲し若し又應急の手段を施すべき要あるときは幹部の命令を待たず直ちに之を施すを以て其任とす、鑑査人は成品が其標準に符合する哉否を定むるを以て其任とす苟も缺點あれば之を指示し何故に斯の如き不成績を來せしやを研究し指示すべき事あれば之を教へ戒むべきは之を戒むるを以て其職務と爲し新規の物品を製造し又は新規の器具機械を取扱ふときは職工に近接し其取扱上に注意し職工にして之を解せざるの風情あるときは丁寧之を教示す、職工が數箇の物品を仕上るときは鑑査人は細密に第二に上りたる物品を検査し職工が其職に堪ゆるや否やを

定む製品には各々標準ありて相當の公差を付す

(公差とは標準より多少の優劣あるを認容するの度合)

職工にして直接六七九の指揮を受け間接には八の助力を得て勞働し指方命令に據り若干仕事を仕上げ若干の報酬を得るものとす例へば一定の勞働時間に其品十箇を製造するを極度とするときは十箇を仕上る者は其一箇に付き三十五錢を得べきも十箇以下なるときは一箇に付き二十五錢を得るに止まる即ち八箇なるときは二圓九箇なるときは二圓五十五錢なれども十箇の時は三圓五十錢を得るの勘定なり是れ常に共同主義適用の最好例たるのみならず職工と役員の間を親密ならしめ殆ど師弟親族の關係を生じ不良なる同盟罷工を防止するの效力ある哉疑を容れず抑々單價仕拂法は精巧品の製造に適せざる拙著經濟大意第三章第二節第八目參觀もテイラ式に依り指導鑑査其宜きを得ば以て粗製濫造の弊を矯むるを

得ん況や又賞與金の支給の如き職工の甘心を得るの制あるに於てをや而して同時に數人の職工を要する大物の製造に至りても工程に或る單位を設け各自の成績に鑑み此方法を行ふこと亦難きに非ざるなり

## 第二目 經營

テイラ式工場組織の概要斯の如し而して其經營は第一計算、第二仕入、第三倉庫を以て主要の部分と爲す、計算は一週年を十三期に分ち一期を四週間と爲す(月を以て分つときは日數及日曜及休暇日に不同を生ずるの不便あり)每期資産負債及損得の計算を明かにし、製品を分類し其單價を示し、部局を分ちて詳細に各部の費用及製産高を掲げて各期の實況を比較對照し其得失を考査す、斯の如くして編

製せられたる計算書は競争なき場合に於ては同業中に交換せられ相互間に存する長短の比較研究の材料に供せられ大に益することあり例へば甲の支配人が其イ部の勘定を見一期中に五萬圓の仕事を爲し材料三萬五千圓の殘あるを見、之を乙の計算と比較するに乙のイ部は同期に五萬五千圓の仕事を爲し二萬圓の材料を餘すを見るが如き事あれば彼は其事を直ちに仕入方に注意し何故に甲乙の間、に斯の如き差違を生せしやを糾し資本の活動に注意を促すが如きは實に此比較對照の利と云ふべし

材料の仕入は製造事業の爲には甚だ大切なるものなり其高多きに失せず少きに失せず需給の調和を得るを必要とす、仕入は左の四點に注意するを要す

### 一 材料が製造に最も適應する事

## 二 品質優秀にして品の揃ふ事

## 二 價格必ずしも廉なるを尙はす

## 四 材料の最高量、最少量を豫定する事

材料の選擇には最大注意を要す請ふ一二の例を掲出せん、古來剃の製造は一難業にして地金不揃の爲に同一製造所の製品に甚しき相違あるを常とす曾て米國の一製造所は大に之を憂ひ鐵に精通する所の一技師を聘し之に改良の事を任せり、技師之に應じ各理髮店に於て使用する所の最良の剃を購入し化學的及顯微鏡的の調査を爲し終に剃製造に最も適當なる地金を發明し之が標準を立て製鐵所に注文し國中其右に出づるものなきに至れり

又或商店に於て十二種の包装用紙を使用し之が爲め五千圓を要せしに店務を整理し其選擇に十分の注意を爲せし結果種類は四種

にて足り費用は二千圓を減し倉庫の面積六割を減するを得而して包装の品位は従前より却て二割を増加せり、材料の選擇其當を得るときは労働時間を減じ其勞費を省くを得べく而して種類を減するときは一種の購入高を増加し廉買を爲すを得べく、新陳代謝を速かならしめば倉庫面積を減じ種類と形體の大小其當を得る時は取扱を便利にするを得べし

倉庫整理も亦生産費減少に與て力あり物品の置場、分類、積立等を正くするは勿論其種類を誤らざる爲め包装に符合を附するを好しとす、各種の最大量、小量及在高は勿論其所在區域等は本部倉庫課に存置し、倉庫は傳票に依り物品を出納す、材料の請求は其使用部局より豫め倉庫課に案内を發して之を爲す、是れ不時の要求は偶々以て供給不足の虞れなしとせざるに由る、労働者は専心労働を爲し自己

所用の材料に注意するを要せず必要に先んじ輸送課より之を受取るものとす、是れ勞力の效驗を増加するの一因なり

## 第二款 英國に於けるクロスフィールド 石鹼製造所

英國の工場中最も整頓したる者の一をクロスフィールド氏の石鹼製造會社とす氏は職工を愛すると赤子の如く彼等中職工同盟に屬する者多しと雖も曾て罷工を企てたるとなし幼年者には夫々必要の教育を與へ最も體育に注意し業の進むに従ひ漸次勞銀を増加し滿二十一歳に達するに至り初めて普通の勞銀を給與す賞與は精勤の爲め石鹼一噸の生産費を減少する度合に比例し之を與へ其金高は一割一割五分多きは二割に達するとあり晝夜兼行を要する時は

三組分は之を二組分に比し職工の數を増すこと五割に及ぶの不利あるも必ず八時間三組分晝夜二組なれば十二人にて足るも三組なれば十八人を要すと爲し順を追ふて勞働時間を變更し以て休養に便す(職工申合せて他人の爲に八時間以上勞働し増給を得るとあり)而して一般に夏期は六日間の休暇を與へ精勤者には其間特に常の如く勞銀を給與す然れども午前六時に就業すべき者が十一月一日乃至翌年三月三十一日に十回遅參せしときは休暇中は勞銀を得る能はず午前七時半に就業する者及三組の一に屬する者は遅刻三回にて休暇中の給料を失ふ然れども病氣の爲め遅刻する者午前十一時より午後五時の間に急に居殘を命せられ午後九時三十分まで勞働せし者の遅刻及事故ありて終日缺勤する者は之を問はず此方法大に功を奏し西曆千九百十二年に於ては休暇中給料を得たる者男

工に於て九割六分四厘、女工に於て九割四分の多きに達せり。元來女子は柔順にして規則を守ると男子に勝るものありと雖も其少しく男工に及ばざるは體質上先天の差違あるに由るは疑を容れず。豈に已を得んや、其他種々娛樂の方法を設けて労働者の精神を修養し、身體の健康を保つを努む。

### 第三款 獨逸に於けるツアイツの眼鏡類製造所

#### 第一目 創立

獨逸に於ける模範的工場の一はアツベ氏の創立に係る。カール、ツアイツの眼鏡類製造所とす。同所は西曆千八百九十一年アツベ氏の設立に係り、氏事を爲す極めて公平にして毫も私利の念なく公益是

れ事とし所の行務は之を學者、専門家又商事に通ずる者を以て組織せられたる支配人の手に委し、各部の長は支配人を以て之に充て、其一人を總支配人と爲し、各部の技師は支配人會をして之を選任せしめ、所の準備金及剩餘金の保管出納は此會の掌る所とす。役員及労働者は年末に於て純益より相當の割賦賞與を得るの權利を有し、之を他の場合の如く恩惠的給與と見做さず、然れども支配人會の會員は分配の金高を定むる者なるを以て自畫自贊の譏を免るゝ爲め割賦賞與を受るの權利を有せず、而して其給料は少く共三年勤續二十四歳以上の普通労働者の勞銀の十倍を超過するを得ざる者とす。今二十四歳以上の勞銀は一年一千圓なるを以て會員の給料は一年極度一萬圓なり、而して役員は營業所得の多少に割合ひ増減す、抑々アツベ氏の組織は下に篤くして上に薄きを主義とする者にして

能く吾人の意を得たり、會員の給料斯の如く輕微なる時は支配人等  
他へ轉ずるの虞ありと論ずる者あるべきもアッベ氏の人選其當を  
得ると氏の徳性の感化に由り曾て薄給の爲め斯の如き事實なし

## 第二目 職工の取扱

疾病、負傷、老衰には特に注意し、宗教、政治及社交の關係は總て自由  
にして諸事公平を旨とし、是等の差違に由り待遇、權利等に異同を生  
ずるとなし、而して仁愛信義の爲に起る所の必要の休業に對しては  
勞銀の支給を止めず、勞働者組合は之を認許し、其役員の選舉は組合  
の自由に一任し、會社は毫も之に干渉せず、恩給並疾病及養老保險の  
設は之あるも役員及勞働者は其資金積立の爲め出金を爲さず、會社  
之を積立て、彼等の勞に報ずるの主義を採り、資金に對する國の補助

は謝絶して之を受けず、飽迄自力獨立の實を擧ぐ、實に是れ堂々の態  
度世に名聲ある固より偶然に非ざるなり、我實業界に此例稀れなる  
は實に慚愧の至りに堪へざるなり

方今各種製造所に於て分業大に行はれ、大勢已を得ざるに出づと  
雖も極端の分業は人類を機械と爲し、精神の行動を止め、其慰安の道  
を斷ち、以て多數國民の智性を遲鈍ならしむる虞あるを以てアッベ  
氏は努めて勞働者の家庭を善良に團樂の樂を深からしむるに注意  
す、勞銀は事情の許す限り、單價法に依り、稀に日當法を採り、最小限を  
定めて之を下らしめず、常に其上にあり、不景氣、恐慌等に際し、營業收  
入減するときは積立金を支出して、最小限の維持に力む、而して損失  
は會社の負擔と爲し、其結果を勞働者に及ぼさず、祭禮日は之を休暇  
日と爲し、勞銀の支給を止めず、其他一年十四日の休暇を付與し、内七

日間を有給とす、年末割賦賞與金は勞銀年額の八分を通例とす、持分に對しては年四分を拂ふに止め、其他一切支拂ふものなし、是れ出資者は單に出資したるのみにして、其他會社事業に對し一毛を抜くものに非ず、故に其出資に對し相當の利子を得ば則ち足れり、然れども營業所得の多少は一に役員及勞働者の勤勉如何に由る故に其多少に従ひ之を彼等に分配するを至當とすとの理由に基く者にして、堂々の議論固より間然する所なし、四分は少しく低きに失するの感なきを得ざるも、獨逸公債利子は方今實際の利廻に於ては少しく超過するも、尙ほ表面は三分を以て其基礎とす、由是觀之、四分の定率亦敢て不當に非ざるなり、之を我國株主の單に割賦の多きを喜ぶに比し、實に同日の論に非ざるなり、拙著財政と金融坤第二編第三卷第二章第三節第五目第參號參觀、獨逸に於ては此の例他に二個あり、伯林の

ツヨリス會社、エーナのショット會社にして、佛國にも一個あり、コーヂン會社は是れなり、然れども彼等は皆恩惠とし之を支給す、收入相當の分配とし、權利として之を附與する者は獨りアッペ氏あるのみ、氏の如きは實に經濟學眞理の適用を誤らざる者と謂つべし、是れ氏の公共的常識より出る者にして、其名一世を覆ふ誠に故ある哉、抑々恩惠的給與は一時的にして永久に會社と其役員及勞働者を結ぶに足らず、アッペ氏は之に反し、其間永久の縁を結ぶ兩者の優劣多辯を要せずして明なり、ツアイツ工場の役員及勞働者は入社後六ヶ月を以て候補時間とし、無事此期間を経過する時は重大なる徳義上の不都合あるに非ずんば解備せらるゝとなし、萬一不都合ありて解備せらるゝとも彼の勞働に依り會社が得たる所の利益の分配は之を受るの權利を有し、會社若し之を賠償せざるときは其獲得を仲裁々判所に

訴ふることを得、其金高は被解備者が入社後獲たる所の六分の一を限度とす、此賠償金は準備の支辨に屬し、近時一部人士の唱道する失業保險を實行するものにして、被解備者も突如として路頭に迷ふの憂なく、他に業を求むるの間多大の援助を得、從て貧困より生ずる各種の犯罪を減少するの効果を生じ、社會安寧の一助たるを得るの利あり

社員の健康保全の爲には十分に注意し、醫師をして屢々衛生上の講義を爲さしめ、入浴は何時にても之を爲すを得るの設備あり、若し労働時間中入浴を爲し之が爲め失はれたる時間は其週間に於て之を補足するを要す、酒類の使用は労働時間中は一切之を許さず、獨逸では晝飯に「ビール」を飲む習慣あり、然れ共牛乳及礦泉水は原價にて之を供給す、又野外運動の爲に野球、蹴鞠、其他の遊戯に必要な設備

ありて、附近の森林も役員及労働者の遊歩場に供せらる、アッペ氏は徹頭徹尾個人的干渉を避け、共同建築組合を組織して、役員及労働者に其家屋に住居するを勸めず、然れ共建築會社へ金融を爲して、相當の家屋を築かしめ、以て彼等に便利を與ふるの方針を採り、労働者中家屋を有する者既に數百に達し中には相當の庭園を有する者あり、西曆千八百九十六年労働者の利害を詳にせんと欲し、労働者會を組織し種々の方面に注意し、會員は百人以上となれり、會員は十八歳以上の労働者の無記名投票を以て之を選定す、(言論は自由なり、會員中よりも人を選抜して之を役員とし、諸事を處せしめ、會員中協議整はざるときは會社の理事會へ訴へ支配人會に於て之を裁決す)斯の如くアッペ氏は其事業に忠にして部下に對し仁なるに搗て加へて、其元を忘れず、母校の爲め大に盡す所ありて、大金を惜まず、又圖書館、音



樂堂等を開設して大に公共に貢獻せり、西曆千九百五年其逝去するに當り衆大に之を惜み其肖像をエーナ大學に安置し永なへに其功績を頌表せり

#### 第四款 勞働時間救助等

##### 第一目 勞働時間

勞働時間は當初十二時間なりしが後ち之を九時間に改めたり而して西曆千九百年英國政府がツールルウチ造船所に於て勞銀を据置き勞働時間を八時間と爲せしも敢て工程に差異を生ぜざりしを聞き大に喜び勞働、食事休養及睡眠三分の法の利あるを悟り更に之を八時間に減じ以て今日に及べり、獨逸の平均勞働時間は九時間八六餘なり而して數年前より英國が西曆千八百四十八年五月一日工

場法を發布し女子幼年者は一日十時間以上使用す可らずとの規定を設けしを祝し毎年五月一日を半休日と定めたり、其元を忘れざるの心情實に擲すべきなり

##### 第一目 役員及勞働者の救助

負傷、養老及生命保險の設けあるも役員及勞働者は掛金を爲さず年額七分乃至九分を準備金に拂込み以て基金を積む而して國より補給を受けず滿四十歳以上にて入社し五年間勤続したる者にして負傷の爲め勞働に堪へざる者は恩給の惠に浴し、死亡の時は其幾分を遺族に附與す若し之を得ずんば遺族は法廷に訴ふるを得、總て二十歳以上は恩給を受くるの權利を有し、十五歳以上二十歳までは恩給を受くるの權利なきも年齢及入社年數に従ひ給料の五割を最下と

し年に一分を加重し七割五分に達するを以て止む、四十年勤続の者には國又は市が相當官吏又は公吏に支給する恩給金と同額を附與す、養老年金も同率にて三十年勤続の者は之を受るの權利を有し、六十五歳以上は勤続年數を問はず之を受くることを得、夫の死亡の場合には其未亡人に夫の受く可き高の半額を附與す、遺子一人あるときは其五分の三、一人以上のときは五分の四を附與す、疾病基金も大同小異なり、然れども此基金は労働者の掛金を以て積立てるものとす、是れ疾病に對する支給は不攝生を奨励するの虞あるに由る用意周到なりと云つべし。

家長又は家族の一人(稼人に止むるを要す)疾病に罹るときは假令長日月に亘るも相當勞銀の五分の三を支給す、然れども其金額は一日二圓五十錢を超過するを得ず、診察料、藥代、手術料(若し之あらば)は

會社持と爲し疾病基金より之を支拂ふ、婦人産前の臥床より産後に至る六週間は夫の得る所の勞銀の四分の三を支給せらる、未亡人の場合は死亡したる夫の勞銀に依るべし又は其全額を支給するも好し、労働者死亡の節は其家族は死亡者の受けし勞銀の二倍を支給せらる、妻女死亡の場合には右二十倍の金高の三分の二を得、小兒死亡の場合には十圓を得、是れは三年若くは五年の勤続の後たるを要す、疾病基金への掛金は一日二圓五十錢以下の勞銀なれば其四分とし而して會社は獨身者には少くとも其銀の八分の五、配偶者には八分の三を積立てしめ之が爲め一分五厘を各々一週間の勞銀より天引す、斯の如くして積立てたる基金は之を労働者中より選出したる委員に附託し會社は其出納に干渉せず、只掛金の變更及定款改正に付て許否の權利を保留す、是れ改正を爲し基金分配の舉に出るの虞を

豫防するに出づ而して基金出納の簿記方の給料は會社之を支拂ふ  
(許否の權利は基金維持の爲め簿記方の給料を支拂ふは濫費を防ぎ  
出納上監督を便にす調節實に妙なり)

### 附言

嗚呼英のクロスフォード氏及獨のアッペ氏の如きは實に斯界の  
偉人にして兄たり難く弟たり難し而して其恩澤は獨り氏等の本國  
に止らず廣く四海に涉り以て之に浴するを得べし而してテイラ式  
組織の如きは又以て其發達の極に達する者と謂つべし讀者沈思瞑  
目以て之を翫味せば其得る所蓋し鮮少に非ざるべし而してテイラ  
式に據り工場を組織し兩氏事績の長を取り我國の事情を折衷し以  
て業を營まば夫れ或は過なきに庶幾からん乎

## 第二章 共同法

### 第一款 英國

#### 第一目 總論

共同法の利益たる喋々の辯を要せず而して其利益工業に於て最  
も大なり蓋し共同法とは資本勞働の效力を増加するの目的を以て  
利害を分配し兩者をして相親しまするの方法を云ふ拙著經濟大意第  
四章第三節第十四目以下參觀抑々該方法は淵源遠く西曆千八百十  
年にありて有名なるロベルト・オーウン氏の創設に係り效用大に顯  
る爾後歐洲大陸殊に獨逸の如きは之に據り大に得る所あり然り而  
して該方法たる工業の繁盛に伴ひ必要の程度を増加するは英獨兩  
國の史乘に顯はれ灼然として疑を容るゝの餘地なし今哉我國純農

國より進んで工商業の期に入んとす此の時に當り先進國に於ける共同法の一端を窺ふは決して無用の業に非ざるを信ず依て聊か英獨兩國の實況を説かんとす請ふ諒せよ

## 第二款 沿革

### 第一目 オーウン氏の性格

英國共同事業發達に最も貢獻したるは前記のオーウン氏なりとす世人氏を目して社會黨と爲すと雖も財産制度の必要を認めず政策の如何を顧ざるの外は氏は所謂社會黨とは全然其選を異にす氏は決して他人の富を奪はんとする者に非ず又他人の所得の分配に與らんと欲せず唯自己の勞働に對し相當の所得を獲んと欲するに止まり同胞に課して自己を利するを不可と爲す而して國家は國

民を進歩濟度し得る者に非ず(此點少しく吾人と違ふ)故に共同法を行ひ協力自働を以て各自の地位を進むるの必要を説き大に共同法の發達伸張に努力し請ふ魂より始めんと先づ試みに自家製造場より之を始め營業所得の幾分を勞働者に分配せしのみならず日常消費品を其原價にて賣却する所の消費組合を組織し其店舗を工場の一隅に設けたり此試験に成功し一層の努力を加へ西曆千八百二十九年百二十五箇の組織を見るの盛況を呈し爾後年を経て發達し西曆千八百四十四年彼の有名なる「ロチデル、バイヲニヤ」組合の組織を見るに至れり抑々同組合は同年ロチデルに於ける機業職工故ありて同盟罷工を企て之に失敗して生活難に陥り彼等中二十五人各々一磅を醜金し一面に於ては衣類の供給及家屋の建築及購入を爲し一面に於ては製造業を營み仲間をして其職に就かしめ又土地の購入

及借入れ仲間をして耕作に従事せしめんと爲せしに始まり、是れ宛然獨立農工部落を構成するものにして需給調和し隣佑相輔くるの共同主義を行ふに最も便利の方法なり而して「バイヲニヤ」組合の取引は總て現金拂にて信用取引を許さざる爲め滞拂の憂なく良品廉價の双美を呈し進んで他を勧誘して同法を採用せしめ創設より十年を経て仲間は九百人、資本は七千七百七十二磅となり西暦千八百七十四年には七千六百三十九人、資本十二萬二千八百十四磅となり而して取引高は二十九萬八千八百八十八磅、利益四萬六百七十九磅となり以て今日に至れり「バイヲニヤ」組合の物品賣却は凡て原價に據らず時價を用ひ其差額は購賣高に割合ひ之を割戻すものとす、是れ市場普通同業者の反抗を避け併せて資本の増殖を圖るに出づ、仲間への割戻は其持株が五磅になる迄は株金と爲すを要す而して

「チデル」の住民は何人たりと雖も株主と爲ることを得べくして株主は組合集會に於て投票を爲すの權利を有す、斯の如くして組合の事業駸々として年に進歩し盛大となるに従ひ普通小賣商、資本金家、製造家及宗教家(何事も新規を嫌ふの風あり)中に一種の恐怖心を生じ種々共同主義の發達に向て妨害を試みたり、噫吁群小の國家を思はざる古今内外其軌を一にす悲しい哉

## 第二目 オーウン氏の失敗及遺績

西暦千八百三十三年オーウン氏は農工商の利害を調節せんと欲し倫敦に勞働市場を開設し市場より債券を發行し貨幣の代用とし(是は一國貨幣政策との統一を破り不可なり)仲間の製造者は其製造品を市場に賣込み代價として債券を請取り之を以て賣店より需用

品を購買するものとし、其製造品の価格は製造に要せし時間の長短に據り定むるものとせり(是れも不可なり材料の良否労働の難易等を問はずして價格を定むるは不可能なり)斯の如きは生産の便を見るに急にして需給の原則を顧みざるものなるを以て須臾にして市場は容易に賣却し難き物品を多量に受入れ其販賣に困却せり而して一般商人は之を奇貨とし不用物品を市場に致し之を債券に交換し賣店(市場附屬)より有用にして賣却し易き物品を購入し大に市場を苦しめたり元來オーウン氏は獻身的眞面目の人物にして人を信ずること篤きに失し労働市場は右の如く其仕組不自然なるのみならず支配人等關係人物其選を得ず設立後僅かに二ケ年を経て閉場の不幸に遭遇せり然りと雖も共同法は其主義に於て間然する所なく又實際に於て公平と資本勞力の調和を得労働者の地位を進むる

爲には好箇の方法なることを世に知らしめたるは實に同氏の偉功なり

### 第三目 發 達

當初共同法の實施は資本教育經驗の缺乏に苦みしも「バイオニヤ」組合の如きは常に現金拂時價販賣の方法を維持し仲間は勿論公衆へも佳良の物資を供給せしを以て普通商店との直接衝突を避け購買者には満足を與へ割戻を以て資本の増加を速かならしめ、益暮の如き金融の必要な時期に於て購買者に小資を供するを以て世人之と親み共同法の好例を世人に示せり時變り星移りて前記三箇の缺點も漸やく補はれ西曆千九百九年には生産消費の共同組合員二百五十九萬七千二百三十六人の多數となり西曆千八百九十九年に

比し五割五歩の増加を示し、取引高は銀行及保険業を除き一億三千二百萬磅の巨額となり之を西曆千八百八十九年に比し實に七割五分の増加を示せり。共同主義は農工商各種事業に採用せられ銀行、保険業並に土地事業にも延及し西曆千九百九年に於ては組合工場の製造物品は二千四百二十五萬磅にして賣買總取引高は一億二千八百萬磅の巨額に達せり而して其製品は卸及小賣にて賣却せらる。小賣組合はロチデルに於て始まり西曆千九百九年其數千四百三十箇に達し資本合計三千七百五十萬磅にして十六歳以上は男女を問はず組合員たるを得べくして組合員は盡く株主たるを要し、株主は各々一箇の投票權を有し役員を選擧するの權を有す。割賦は五分を限度とし直ちに株主となるを通例とす西曆千九百九年に於ては組合員一人の平均購買高は廿八磅十志にして總收入の一分三厘は慈善事

業及教育費に使用せられ西曆千九百年乃至千九百十年間の平均割賦は一磅に付二志七片にして小賣中には麵麩靴衣類等日常品の製造所を有する者少なからず卸は二箇ありて競争を避けんが爲め多數の小賣店を糾合して之を組織し常に其步調を同うし目下千四百三十九箇の小賣を代表し資本額都合九百五十萬磅を有す割戻は例に據り購買高に比例す

#### 第四目 完成

西曆千九百九年に於ては工業共同組合(麵麩焼、印刷業の如き純然たる工業に屬せざる者を含有す)は百三箇を數へ二萬五千の組合員を有し、農業共同組合は六百五十三箇にして内四百五十四箇は愛蘭に屬せり、金融に關する共同組合は英國に於ては大陸の如く盛大な

らざるも輓近其必要を感じ共同主義に據り農業中央銀行を設立し農村所在の共同組合に貸付を爲すを以て其主業とす、保険業にも西暦千八百六十七年共同主義採用せられ災害(アクシデンタル)保険を以て始まり廣く共同組合員の災害を保険し進で生命保険に延及し西暦千九百四年一新機軸を立て組合員の爲の掛金を組合より支拂ふこととせり、其方法は組合員の年齢及健康状態の如何を問はず其購買高一磅に付き一片を掛金として組合より支拂ふものとし、保険状は組合員皆保険加入者となる(連帯と爲し之を組合にて保管し而して保険組合の純収入は加入各組合に分配せらる、西暦千九百十年には保険組合二百七十七箇を數へ、保険加入者は四十四萬千九百七十九人に達し、掛金拂込高は四萬七千二百九十一磅、保険金拂出高は二萬八千二百五十四磅にして農業保険も其内にあり又貸長屋及建築

に關する共同組合もあり、然るに小商は概ね之を忌み其地主にして投票權を有するの故を以て選舉に少なからざる妨害を爲し當局役人の黜陟を圖り自黨を擧げ以て其非行を遂んと企て彼の有名なるライフアイゼン式農業金融機關の如きは彼等の最も忌む所にして共同農業組合補助金の支出に反對し愛蘭獨立黨(ナショナルリスト)の如きは極力之が廢止を主張せり、然るに政府明あり特に委員を設けて其利害を調査し群議を排して補助金の支給を決せり

### 第五目 折衷法

共同の方法は完全に之を諸般の事業に使用する能はず折衷法が行はるゝ場合頗る多し、然れども原價賣却又は市價割戻、利益分配を以て其原則とす、今其折衷法の一例を舉れば西暦千八百八十九年倫



敦の一大瓦斯會社に同盟罷工起りしに際し該會社は救治の方法として労働者と利益を分つを約し其収入の幾分を株と爲し之を労働者に分配し之に年四分を支拂ふ者とし同千八百九十四年に至り其率を高め之を普通株に變じたるが如き是なり而して該會社は更に一步を進め労働者中より代表者を選び之を役員と爲すを許し頗る圓滿の結果を得最近西曆千九百十三年に至り労働者の持株四十萬磅に達し三人の支配人を労働者中より出すの好況を呈するに至り資本勢力全く融和して兩者の利害を同うし他方面に於ては屢々同盟罷工の害あるも同社に於ては業に其憂なきに至れり元來普通の利益分配に於ては労働者は利益のみを得て資本家獨り利害の衝に當らざるを得ざるの缺點あり然るに此方法は此缺を補ひ兩者利害を分擔す是れ之を労働問題の一解決と云ふを得べし若し又會社よ

り利益を分つ能はずとせば労働者は當初資本家より資金を借入れ(資本家現金の融通を爲すこと能はざれば銀行等より借入れて好し労働者自身に借入るゝは困難なり)勞銀より徐ろに元利を天引し労働者をして近き將來に於て堂々たる株主と成るの望を抱かしむるも亦可なり前記瓦斯會社の行爲の如き共同法の變體に非ずして實に同法の進歩と云ふを得べく其功實に偉大なり然るに彼の破壊的社會黨は他まで資本家に反對し暴力を以て社會の秩序を亂すを目的とし動もすれば一般罷工を企て共同主義の發達を妨げ資本勢力兩者の調和を喜びとせず百方妨害を試む故に近者大會社は責任引渡期限定せられ遅延の場合には罰金の制裁ある者の類ある大注文は労働者と其事業の終るまでは罷工を爲す可らずとの契約を結ぶに非ざれば之を引受ること能はざるに至り現に數年前或大造船所

は職工に相當なる利益の分配を爲すを約し右の契約を結ばんと欲し職工亦之に同意せんと欲せしに破壊黨は極力之を妨げ終に彼等をして其利益ある契約を結ぶ能はざらしむるに至れり又某石炭坑主は西曆千九百十一年の坑夫の同盟罷工に鑑み彼等に一萬磅を與へ共同主義を採用せんと欲せしに彼等の頭領は之を喜ばず斯の如きは驢馬の鼻前に葉煙草を置くに等しと謂ひ大に冷笑して之に反對せり嗚呼群邪比周の放橫茲に至りて極まれりと云ふべし然れども英人一般は夙に共同主義の利益を認め西曆千九百十二年には地方議會に於て大に資本勢力兩者の調和生産效力の増加物價を低廉ならしめ外國競争に打勝つ方法を論究し其方法の一として大に共同主義の發展を圖れり

## 第六目 共同法と破壊的社會黨との根本的差違

抑々共同法は營業の獨立を保ち資本勢力を大團結に分ち自己を修めて他に干渉せず之に反し破壊的社會黨は一國の同業者を結んで一團と爲し一般罷工を以て資本家及社會を苦め更に進で國際同業者の一般罷工を爲んと欲し兩者の間氷炭相容れざるものありて存す而して其黑白に至りては固より定論あり之を茲に論ずるを要せず夫れ事業の繁榮は大なる國家問題にして國資資本家労働者の之を望むは當然の事に屬す而して破壊黨は總ての業を國又は地方團體の直營と爲すに非ざれば事業上の平和を保つ能はずと爲すも之を佛國の官業罷工に鑑みるも公營を以て罷工を斷つ能はざるは之

を知るに難からず而して直營は其職工を纏めて選舉を左右するの弊を生ずることなしとせず(曾て倫敦に其例あり)公共的獨占事業に於ては或は可なるも其選擇は大に注意すべきものあり而して軌近直營事業に於ても亦共同主義を採用するの傾向を生じ英國の某市に於て其直營瓦斯事業に之を採用せり大勢の向ふ所凡そ斯の如し

### 第一款 獨逸

#### 第一目 英獨の差異

英國に次ぎ共同組合の盛んなるを獨逸帝國とす、目下西曆千九百十三年其數三萬三千七百四十箇にして組合員は五百五十五萬人の多に達す、獨逸は英國と違ひ重きを農工に置き彼の有名なるシユルツァイッ氏及ライフアイゼン氏の發意に係る信用組合甚だ盛んな

り、前者は工業金融に關し、後者は農業信用を専らとす故に兩者の間差違なき能はず即ち前者は普通銀行と關係し共同銀行なる者を設立し之を工業信用の中央機關と爲し同時に各組合は直接に普通銀行に依るを得べきものとし、後者は普通銀行に依らず特に農業信用中央金櫃を設け各組合をして之に依らしむ、西曆千九百五年普漏西に於て資本七千五百萬馬を以つて中央共同金櫃を開設し爾來多少の勢力を得たり、然るに同千九百十一年イ氏の中央機關困難に陥り普の中央機關に援助を求めしに兩者の間議熟せず條件頗る前者の爲めに不利なりしを以てライ氏方はツレスデン銀行及ベルリン銀行の兩行に依り難關を經過せり、前記條件中不當の廉ありて普漏西中央機關は甚だしき不人望を招き四千の共同組合之と關係を斷つに至れり、ツレスデン銀行は九年以來シ氏の中央機關とも取引を開

き其他多方面に向ひ事業を擴張し近者共同組合に向つては充分の融通を爲す能はざるに至れりラ氏の下級組合は直接に中央機關に依るを得ず農業金櫃の媒介を要するものとす、普の中央機關も直接に各組合に對せず組合の團結を相手とす、團結は嚴重なる規約を設け各々其畛域を守りて相侵さず専ら事業の確實を期す、然れども中には當事者其人を得ず事業振はざる者なきに非ず即ち帝國共同銀行の如き指を危険なる事業に染め終に閉店し、伯林労働者中央金櫃は普中央機關と労働者共同組合間の媒介者にして有名なる者なりと雖も近く西曆千九百十一年大損失を受け三割方其資本に喰込み普中央銀行との間大悶著を惹起せり

## 第二目 消費組合

然れども消費組合も亦頗る發達し大團結二箇を生じ一を一般共同團結と稱し(名を失す)一は社會庶民黨の所有に係れり、爾後團結中一派を生じ分れて中央消費團結となり此者又分れて別に一消費組合を組織せり、斯の如く消費の方は分裂(多數の職工之に屬するを以ての故なり)するも信用の方は近者合併の傾を生じ獨逸帝國共同團結と一般農業共同團結の合併の如きは大に人目を惹けり而して近者庶民黨(デモクラチック)中の改革派組合は政治界を離れて中立を望むと雖も急進派(ラヂカル)は政治機關として之を利用せんと欲し事情漸やく複雑す、爾來庶民黨は共同組合を冷眼視し來りしが西曆千九百十年頃より其利益を認め中央共同商業組合及共同經理組合を組織し後者は製造業を營むの域に進めり

西曆千九百十一年に於ては、プレスデンに於て共同組合の大會を

開き組合の生産品が其所在地方の需用に超過するときは適宜消費組合へ分配すべきを議決せり、斯の如く共同組合の事業其歩を進むるに従ひ英國と同様一部人士は之を喜ばず生産共同組合は共同中央團體及共同組合團體の同意を経ざれば之を組織するを得ざるものと爲すべしとの説を主張し共同組合は小商の爲め不利なりとし争論漸やく喧くウエストフアリア方面に於ても最も甚だし然れども多數人民は其利益を悟りハムブルヒ方面に於ても發達し一般に市町村を一地域と爲し同種の組合を糾合するの傾向を生じ近者前記の超過品處分のみを以て満足せず中央共同消費團體の如きは銀行部を開設して地方組合の爲め金融を計り立法は共同主義を歓迎せず組合員外に物品を賣却するを禁じ、財政は之に對し重税を課するに拘はらず進んで労働者保險業を開始せり、普通商工は之を見

て恐怖の念を起し、商業會議所は政府が必要の場合の外は共同組合設置に許可を與ふ可らず又割賦を爲すを禁すべしと主張するに至れり噫嗚夫れ何の狂態ぞ哉

### 第三目 住家の供給

組合員に住家を供給する爲め共同建築會社の設立を見しが當初は資本金缺乏して勢甚だ振はず外資輸入説を惹起せり、西曆千八百八十九年有限會社設立の許可を得、保險會社より融通を得ることとなり少しく景氣付しも家屋建築の爲には二十億馬を要し資金十分ならず且つ屋賃の決定甚だ困難(廉に失すれば利益なく不廉なれば目的を達せず)を極め國も多少之を補助し今日に至るまで保險會社の融通及國の補助合して五億馬に上るも組合の基礎尙未だ確立す

るに至らず獨逸に於ては屋賃依然として高し(拙著經濟大意第四章第三節第十七目參觀)農業共同組合は近者見るべきの發達を遂げ獨逸は保護政策の爲め物價甚だしく不廉なるも牛乳及馬鈴薯の如きは之を自由國なる英國に比し却て廉なり(前記拙著第四章第十節第十一目參觀)佛國に於ても共同組合漸次に發達し勢ひ獨逸に亞ぐ而して最近西曆千九百十三年五月政府は勞働株式法案を議會に提出せり蓋し勞働株式とは特に勞働者に所有せしむる株式にして我國未だ其者なく頗る參考に供すべきものあり請ふ少しく之を述べん株式會社は共同主義に基き資本株の外に勞働株券を發行することを得然れ共其金高は資本株の四分の一を超過することを得ず(此點不公平なり古人曰く人に與ふるに惜む勿れ宜く半株までを許すべし)割賦は双方同様なりと雖も勞働株は個々に之を所有せず連帶

にて之を所有し賣買に付するを得ず株主總會には代表者を出席せしめ定款の所定に投票す會社の行政會には少くとも代表者の四分の一を出席せしむ分散の場合に於ては勞働株は資本株の全部を拂戻したる後に非ざれば割戻を受けるを得ず(是も不公平なり)然れども十年以上引續き會社に於て勤務したる代表者の持分は分散と同時に拂戻さる(年功を重ずるは代表者に限るを要す)勞働株發行の會社は印紙稅移轉稅免除等の財政上の特許を得而して法律命令を以て勞働生産組合に附與したる利益は總て之を享受す

## 第三章 少年労働者

## 第一款 總論

少年労働者に關する法規竝に慣習は獨逸に於て最も發達せり、抑々歐洲各國概ね滿二十一歳を以て丁年と爲す獨逸帝國亦其例に漏れず、然れども該國に於ては特別の事情及事業に従事する者は滿十八歳に至れば地方裁判所の認定に據り之を丁年と見做すを得而して十八歳以上以下に於て之を二級に分ち更に之を細別して十六歳以上以下と爲し十四歳乃至十六歳を若者とし、十三歳乃至十四歳を小供とし保護は年少に至るに隨ひ其度を遞加す、我國に於ても多少の規定なきに非ざるも尙ほ盡せりとせず抑々軍國の要は民の健康を増すにあるや論なく今にして注意する所なくんば他日臍を嚼む

の悔あらん請ふ少しく之を述べん

## 第二款 英獨の實況并に其差異

西曆千九百十年に於て獨逸帝國は十人以上を使用するの工場二十八萬二千五百四十九箇所を有し之に使用する人員六百六十一萬三千四百七十一人内成人滿十六歳以上男四百八十六萬四千八百四十一人、女百二十五萬九千四百五十九人、十四歳乃至十六歳四十七萬六千三百一人、十四歳以下の童兒七千十四人、同童女五千八百五十六人、子供労働者合計一萬二千八百七十を數へたり、其他小工場及家庭奴婢の業を執る者を加ふれば若者以下の労働者は蓋し七十五萬人を降らざるべしとは西人の疑はざる所なり、今之を獨逸人口六千五百萬人に比例すれば敢て多數に非ざるべきも少年労働使用の多少

は國家大體の趨勢に多大の關係を有す、請ふ左に少しく獨英兩國の實況及獨逸帝國に於ける近年の閱歷を掲出せん

最近の實況は

	獨	英
化學品製造(本場)	一四八	二六
衣服及洗濯	一、三五五	五七一
機業	三、七四七	三、六四七
食品製造	一、三二七	一、三三三

にして機業に於ては英の方比較的多きが如きも其他に於ては孰れも小數なり又時代を異にして兩國を比較するに

獨逸帝國

小 供 者 自十六 至十八 自十八 至二十一

西曆一八九二年 一一、二二<sup>人</sup> 二〇八、八三五<sup>人</sup> 二三一、三六八<sup>人</sup> 三四七、〇五三<sup>人</sup>

同 一九〇八年 一二、〇六二 四四〇、二五五 四六九、九五二 七〇四、九二八

英 國

人 口

十四歳以下

自十四 至十八

西曆一八九五年 三九、二二一、一〇九<sup>人</sup> 五五、六二五<sup>人</sup> 二三八、〇七八<sup>人</sup>

同 一九〇七年 四四、〇九八、七二七 三二、六四七 二三八、七七二

由是觀之英の方孰れも好況を呈す

### 第三款 労働臺帳及證明書

#### 第一目 臺帳

少年労働者に付ては獨逸に於ては労働者臺帳なる者ありて之に



其姓名を記入し略歴を添へ此登記なき者の使用を許さず是れ公私監督の便に供するものなり此臺帳は使用者の請求及法律上の保護者の同意を経て警視廳より發行せらる保護者同意を表せず又は同意を取消すときは區役所の同意を要す發行せられたる臺帳は使用者の手に留め登録事項に変更あるときは之を訂正するの義務を有し使用満期のときは之を返付す臺帳は義務教育經過後に非ざれば之を得るを得ず監督官吏は何時にても臺帳を檢閲するの權利を有す臺帳の記入には總て符牒を用ゆるを得ず若し少年労働者自己の便宜の爲め従業場を去ることあるときは使用者は彼に臺帳を交付せず故に彼は他に業を求むることを得ず復歸するか使用者の命令に従ふか孰れか一を選ばざるを得ず然れども使用者が故なく臺帳を抑留するときは警察に申請して新たに臺帳の交付を受くるこ

とを得十六歳以下の場合に於ては保護者が臺帳を保有するを通例とす以上は本人之を保有するを原則とす然れども保護者が自ら保管せんと欲するときは之を拒むを得ず

労働臺帳は二十人以上を使用する工場には之を備ふるを通例とす使用人は其支拂ふたる勞銀の金高を之に記入し之を本人に交付し次回の勞銀支拂日に之を提出せしめて記入す勞銀支拂の方法にも夫々規則ありて地方廳之を定め一般又は一部の工場をして之を遵奉せしむ即ち少年労働者の勞銀は其父母又は保護者へ之を支拂ふ若し特別の事情ありて直接渡を要するときは父母又は保護者の書面同意を要す此場合に於ては使用者は其交付済の旨を彼等に通知するを要す若し使用者が規則に反し直接渡を爲し不都合を生ぜしときは父母又は保護者は賠償を受くる權利を有す

## 第二目 証明書

労働者は満期に於て證明書を得るの権利を有す、少年の場合に於ては保護者之を請求し使用者より本人に交付するを通例とす、或場合に於ては保護者が證明書の受領を拒むとも使用者は之を本人に交付することあり又本人之を請求せざるも父母之を望むときは其交付を使用者に請求することを得、父母本人共に請求するときは一通を交付すれば足る

## 第四款 特例

如上是少年労働者使用一般に適用せらるゝ所の規定なり而して十八歳以下に適用せらるゝ特例は左の如し

- 一 公権被剝奪者は復権迄は十八歳以下の労働者を使用するを得ず
- 一 十八歳以下の労働者は當局の定むる所に據り彼等に學校教育を受けしむるを要す
- 一 當に彼等の健康に注意し危険なる事業に従事せしむるを得ず、必要なるときは相當なる危険豫防の装置を爲すを要す
- 一 非常なる熱度又は寒冷を感ずる事業に彼等を使用するを得ず
- 一 瓦斯又は塵埃に觸れ又は過當なる重量の運搬を要する事業には彼等を使用す可らず
- 一 男工女工の使用の區別には特に注意を要す
- 一 十三歳以下にして義務教育を終へざる者は絶対に使用を禁ず
- 一 十三歳以下は日曜日、祭禮日、其他宗教上の教育を要する日には使用す可らず、但消火を爲さる工場に於ては童兒に限り除外令を

設けることを得

- 一 彼等の解雇は之を警察へ届出るを要す工場の各室には附屬小供の姓名を揭示し其従事する事項を附記するを要す
- 一 午前六時以前午後八時以後は彼等を使用す可らず
- 一 十四歳以下は一日六時間以上使用す可らず
- 一 十四歳以上十六歳までは十時間を限度とす
- 一 時間後十一時間は之を休養時間と爲し一切彼等を使用す可らず
- 一 食時々間は六時間労働なれば三十分、八時間労働にて午前四時間午後四時間なるときは一時間、其他は正午一時間、午前午後は各々三十分間
- 一 休憩時間は成るべく戸外にて遊ばすべし、大不便大費用を要する場合は室内にて休憩せしめ差支へなし

一 特別の必要あるときは當局の許可を受け一時限り前記の時間に變更を爲すことを得

一 地方議會は消火を爲すを得ざる工場の爲には除外令を設くることを得然れども小供は一週三十六時間以上使用するを得ず、十四歳乃至十六歳は六十時間、夜業は一時間の休憩を込め十時間を超過するを得ず

一 晝組夜組は一週毎に交代せしむべし

一 他の工場と聯絡工事を必要とする場合に於ては地方議會は相當の除外令を設くることを得

第一目 徒弟に関する規定

一 公権被剝奪者は徒弟を採り又之を教育することを得ず又徒弟に

對し當然爲すべき事を爲さざる者は一時又は永久に徒弟を採ることを禁せらる、品行不良の者、白痴者亦同じ

一 徒弟は當初の四週間は試験期間にて此期間を過ぎ見込あれば採用者は其父母又は保護者に向て契約を爲す、契約は書面のみにては效力を生せず口契約を要する場合あり

一 試験期間は多少延引することあるも三ヶ月を限度とし其以内に於て採否を決するを要す

一 徒弟は主人に服従するの義務を有し其指定せし指導者に對しては主人同様に服従の義務を有す

一 主人は能く彼を教へ過度に彼を使用するを得ず、彼の普通教育及寺訪等には最も注意するを要す

一 其他主人は總て徒弟の徳性健康に付き特に注意するを要し主人

が教育を怠り處罰權を濫用するときは徒弟は期間中と雖も辭退するを得べし、之に反し徒弟が數回義務を果さず(一回は恕す)又は規則立たる専門的教育を嫌ふときは主人は之を斷むることを得

一 徒弟の數多きに過ぎ其教育が其或者の爲に無理なる結果を惹起するの虞ある場合に於ては當局は其數を限定することを得、徒弟卒業したるとき其證書を受領す

一 書面契約ある場合に於て徒弟理由なく脱走したるときは主人は復歸を強ひることを得、然れども脱走後一週間に其手續を爲すことを要す、此場合に於ては警察は徒弟に付て判決あるまでは主人の命に服従せしむることを得、復歸を肯んせざるものは五馬(一馬は四十七錢八厘)の罰金及五日以内の禁錮に處せらる

一 徒弟が丁年以上に達せしときは期限内と雖も新事業に従事する

を理由と爲し、父母、保護者又は本人より主人に意志を傳へ徒弟を止めることを得然れども九ヶ月間は舊主人の同意なしに辭退せし事業に従事する事を得ず

獨逸に於ける少年労働の規定凡そ斯の如し然れども聯邦を通じて統一せず寛嚴精粗區々にして反則亦少なからず即ち西曆千九百四年には處罰を受けたる工業者千九百二十四人、同千九百八年には少しく減少せしも尙ほ千五百九十七人を數へたり、競争の結果法を守る甚だ難く徒弟濫用亦少しとせず然りと雖も法規の周到は探て以て餘師とするに足り我國に於て遜色なしと云ふを得ざるなり

## 第四章 同盟罷工并に鎖出

### 第一款 同盟罷工

#### 第一目 總論

夫れ惟れは向上向下は其勢を異にす之に従ふ者は安うして而して榮え之に反する者は危して而して衰ふ天下何者か習因習果の報を轉ずるを得ん慎ますんばある可らざるなり蓋し同盟罷工とは同志を糾合し或は勞銀の増加或は労働時間の短縮を請求する等種々の申込を爲し聽れざれば即ち同盟停業して資本家を苦しめ以て自己の意志を達せんと欲する者若くは勞銀の減少或は時間の延長に反抗し同盟停業するを云ふ事其機を得れば利ありて害なしと雖も一旦其機を過まるときは其害云ふ可からざるものあり即ち前者は

之を向上市場に試むれば概して功あり然れども之を向下の市場に試む可らず何となれば前者に於ては一日の停業は以て資本家の爲め萬金の損失を醸すべく後者の場合に於ては停業は却つて資本家を利するの結果を生すべければなり夫れ還丹の一粒以て之を石に點すれば金と爲すの效あるも之を水中に投せば何の益か之あらん察せずんばある可らざるなり(拙著「經濟大意」第三節第十二目參觀)今哉我國經濟の情況漸やく革まり將に舊套を脱して商工國の境に入らんとす然れ共利害相伴ふは天下の通患にして泰西的工業の利未だ全たからざるに其害既に顯はれ足尾、別子等の同盟罷工的暴動あり而かも亂臣賊子の之に乗せしの跡なしとせず今にして研究を積み取捨其宜を得以て其利を收め其害を避くるの方法を講せずんば他日噬臍の悔なきを保せず一片の婆心已む能はず茲に先進諸國

の實歴に鑑み聊か研究する所あらんとす所謂天の未だ陰雨せざるに前ち窓戸を膠漆するの效あらは幸甚太し

### 第一目 諸國の立法例

先進諸國に於ても西曆第十九世紀の上半期迄は労働者の同盟は法律を以て禁せられ英米に於ては同盟罷工は一揆徒黨として取扱はれたり然れども同盟罷工は西曆第十九世紀の初に於ては英國の一名物にして同千八百二十年のランキヤスシアの紡績職工の罷工(四ヶ月間繼續し三萬人の停業者を出せり)同千八百二十二年のグラスゴー機手の同盟罷工の如きは仲間中の不同意者に硫酸を濯ぎ掛け其明を失せしむるの暴行を敢てし其他同千八百十八年の蘇格蘭礦夫の罷工等舊時に於ても類例殆ど數ふるに遑まあらず時勢

漸やく進み西曆千八百廿四年に至り法令を發し從來の徒黨法(Combinations)を廢止し尋て同盟を公認せしに同盟罷工は依然として猖獗の勢を逞ふし翌年資本家の請求に據り職工同盟に多少の檢束を加へたり然れども違法若くは公安妨害の目的を以てせず平和の目的を有する同盟を禁ずるは開明の精神に反するを以て西曆千八百七十一年六月の法律を以て更に同盟の自由を確定し同千八百七十五年の暴動及財産保護法を以て罷工を罪とし論ずるを止め唯罷工の結果資本家勞力者間の契約の破壊と成り之が爲め資本家が損害を受けたるときは罷工者及其煽動者より損害の賠償を受くるを得るとの規定を設け西曆千九百六年十二月二十一日の商事爭議法律を以て更に其諸要項を定めたり請ふ其概要を左に掲載せん

一 二人以上の協議を以て商事爭議を經畫し若は其成立を謀る所の行爲は其行爲が協議なしに起りて訴件となるの場合の外法律は之を問はず

二 自己の爲め又は爭議關係の職工同盟又は資本家又は會社の爲め何人を論せず一人又は數人にて平穩に事情を探知し又は通知を爲すの目的若くは平穩に他人に勞働の繼續又は其停止を勸告するの目的を以て爭議關係人の住所、居所又は營業所を訪問し又は之に近付く事を得

三 協議なく單獨に爲す所の商事爭議の經畫又は其成立を謀る所の行爲は單に其行爲は商事契約を破壊し又は商業經營若くは他人を使用し又は資本勞力使用の自由を妨るの理由を以て之を訴ふるを得ず

合衆國に於ても世の進歩と共に徒黨法は漸次其效力を失ひ法令は有れども無きが如く遂に其適用を見ざるに至れり、佛國に於ては中世既に罷工の例に乏からず、西曆千七百九十一年六月十四日及十七日の法律を以て協同の利益を保護するの目的を以て組合を組織するを禁じ、農業組合をも之を禁止せり、又西曆千七百九十六年十二月二日の法律を以て革命政府は勞力者中規約を立て相互に料を課し工場に於ける就業を廢し又は仲間入を拒む(昔時は各種の職工組合を立て其利益を保護するが爲め仲間の人員を限定し新入者を拒むの風存せり)を禁せり而して革命第十一年花月(ゼルミナル)二十三日の法律は停業を爲すの申合は總て之を禁じ六ヶ月の禁錮を以て之を罰せり、然れども人文の發達は永く斯の如き禁令を保持する能はず西曆千八百十年の刑法を以て停業は之を罰せず只之を強

ゆる所の暴行のみに對し制裁を加へ同時に資本家にも不當に給料を減ずることを禁せり即ち刑法第百十四條及百十五條は左の如く規定せり

第百十四條 何人を問はず暴行強迫其他の不法行爲を以て給金の騰貴又は低減を誘導し若くは維持せんとし又は工業勞役の自由行爲を妨害せんとしたる者は六ヶ月以上三ヶ年以下の禁錮及十六法以上三千法以下の罰金に處せらる

第百十五條 前條に據り處罰せらるゝ行爲が豫定計畫に依り遂行せられたるときは其犯行者は裁判所の決定又は判決に依り二ヶ年以上五ヶ年以下の滞在禁止(所拂)を命ぜらる

是に於て古法の精神全く改まり西曆千八百四十九年十一月二十七日の法律亦此精神を受け勞力者資本家の間に公平を保てり、斯く



て同盟罷工は王政回復時代は甚だ稀なりしもルイ、フヒリツプ王時代には頗る増加しナポレオン三世に至り最も甚しく法廷を煩はすと一年平均勞力者組合七十五件、資本家組合八件の多きに至れり是に於てやナポレオン三世は事の容易ならざるを察し西暦千八百六十四年參事院をして之を調査せしめしに參事院は職工同盟は公安の爲め大に害ありとの意見を發表せり、然るに立法院は三派に分れ甲は前記刑法を以て満足し改正の必要なしと、乙は單に停業組合組織の爲には罰金禁錮を廢し暴行者に對しては之を存すべしと論じ、丙は停業の爲には絶対に罰金禁錮を廢止すべし組合は自然に従ふ者にして法律の干渉すべきものに非すと論断せり而して製造家等は尙ほ罰金禁錮を必要とせり、然れども暴行は公安を害するを以て之を罰すべくも平和の組合は立法又は行政權を以て之を禁

ず可らず、今哉世運漸やく其歩を進め昔日の干渉主義は最早之を保持する能はず輿論第二即ち乙説に歸し西暦千八百六十四年五月二十五日の法律は刑法第四百四十五十六の三ヶ條を廢し平和の會合は全く之を自由にし暴行は努めて之を鎮壓すべしとの主義を採り、勞銀の増加及減少を強制すべき目的を以て會合をなし暴行、示威又は詐僞の方便に出る者は罰金及禁錮を以て之を處分すべし而して資本家及勞力者の平和の行動を妨ぐる者亦同じと規定し而して科料禁令の方便を以て前記自由の行動を妨げんと欲する者の罰は之を輕減せり

然れども前記の法律は尙ほ同業者の集會權を認めざりしにより相談協議等の便十分ならざりしを以て西暦千八百六十八年六月六日の法律を以て之を改め始めて之を公認せり、爾後不幸にして同盟

罷工は其威力を逞ふし時に政治上の意味を含み西曆千八百六十九年のセイント、エチエンの礦夫の同盟罷工及同千八百七十年五月のクレユゾーの罷工の如きは之が最たるものとす、是に於て死灰再炎工業者は概して協同の自由に反し西曆千八百七十二年巴里商業會議所の如きは大舉して同千八百六十四年の法律の廢止を請求し終に之を無効と爲すに至れり

西曆千八百七十三年は歐米諸國恐慌の餘波を受け罷工の爲め法廷を煩すこと最も多く爾來商業沈滞の爲め數年間は其數大に減せり、今其概數を舉れば西曆千八百七十一年乃至千八百八十四年に至るまでの罷工は最少二十一回(西曆千八百七十四年最多百八十二回(同千八百八十二年)にして其二割五分は勞力者の勝利に、五割八分は失敗に歸し、一割七分は仲裁に終れり、爾來四五閱年人心漸やく革ま

り西曆千八百七十六年輿論は前記同千七百九十一年六月の法律の廢止を必要とし屢々請願する所ありしが政府も之を諒とし同千八百八十年一法案を提出せり、幸にして此事は大に世人の注意を惹き慎重なる調査の末遂に西曆千八百八十四年五月二十一日の法律と成り前記同千七百九十一年の法律を全廢し協議の自由頗る其範圍を擴めたり

抑々新法の目的は農工商及一般經濟に關する専門的調査及研究の爲め組合を設くることを自由にするにあり故に官吏及國家の使用人若くは國家事業に従事する所の職工、人夫等は私人の使用人の如く同盟罷工を爲し得るや否やは尙ほ未解決問題に屬し之に對し議論多岐にして未だ決着する所なく煙草專賣に従事する職工等と、チヨコレート製造に従事する者と其實質に何の差違あるや、砲兵本廠

の職工と民間武器製造所の職工に何の差違あるや等無數の議論を生じ殆ど收拾す可らずして未だ満足の解決を見るの機運に達せず實に公設私設を問はず運輸交通の如き公共的事業に於ける罷工は其害の及ぶ所最も深廣にして輓近の佛國マarseilles港の仲仕人足の同盟罷工の如きは大に同港の消長に關し内外の貿易に障害を與へしこと少からず又尋て起りたる佛國郵便局使用人の罷工の如きは信書五百萬通の停滯を生じ非常の不便を惹起せり

往年合衆國鐵道人夫の罷工が如何に食品特に肉價を騰貴し市民を苦めしは尙ほ世人の記憶に存する所にして其他の類例數ふるに遑あらず是に於て近時大に世人の注意を惹きスウェイツランドのツオリヒ州に於ては西曆千九百十年左の如き法律を發布せり  
官業又は公業に従事する所の役員又は職工が豫期の經畫及自儘

に其従事する所の職務を休み其れが爲めに人體又は公私の財産に害若くは損害を及ぼせしときは千法以下の罰金又は禁錮に處せらる

又ニュージーランドに於ては西曆千九百八年左の如き法案を議會に提出せり屠獸、パン燒、瓦斯礦業、鐵道及市街鐵道に従事する職工人夫にして同盟罷工する者は罷工繼續中一週間毎に五十磅以下一磅以上の罰金に處せらる、前記の事業に於て鎖出を爲す者は其繼續中一週毎に二百磅以下五十磅以上の罰金に處せらる

又資本家の財産を傷け又は破壊し少くとも二十一日前に豫告を爲さずして同盟罷工する者は五百五十法の罰金又は三ヶ年の禁錮に處せらる

右の罰金又は禁錮に處せられたる者は仲裁裁判所の外控訴する

を得ず、本裁判所は時の必要に依り慣習上正當と認らる範圍に於て勞銀を定むる權利を有す

ツリーヒ及ニュジラントの立法斯の如し、然るに西曆千九百七年三月二十二日を以て發布せられたるキヤナダの工業爭議調査法なる者は同國従前の立法及經驗に鑑み百尺竿頭更に一步を進むる者あり即ち同法の目的は罷工或は暴行に對し制裁を設くるに非ずして之を未然に防ぐにあり例へば鐵道點燈等の如き公共的事業及鑛山事業石炭を以て主要の目的と爲すに於ては罷工及鎖出を許さず萬一已む事を得ざる時は之を政府へ訴へ政府先づ其事由を調査し理由ありて事に害なしと認むるときは豫め之を國中に公告し然る後ち之を許可し違ふ者は相當の處罰を受くるものとす、是れ實に吾人の意を得たものにして蓋し盡界を超越す天下何者か之が右に

出るを得ん採て以て餘師とするに足れり、我國未だ罷工頻繁ならずと雖も抑々早豫は迷はず早知は破れず、今日に於て豫め之に備ふるの必要ある多辯を要せず

### 第三目 罷工の原因及件數人員

罷工の原因は種々にして殆ど數ふるに遑なしと雖も佛國の實況に付て之を見るに西曆千八百九十年乃至九十九年の十年間は三割七分三厘は勞銀の増加、三分九厘は同上減少の反抗、九分八厘は勞銀据置勞働時の減少、一割三分五厘は勞銀支拂の方法、七分四厘は勞銀に關する規約、九分四厘は復歸の請求、勞力資本双方よりの請求、五分四厘は場長又は支配人に對する不平、五分二厘は強制保險に對する反對等なり而して西曆千九百三年は五割は勞銀増加の請求にして

一割二分二厘は復歸一割一分は働働時間の減少等なり、當年罷工の最も盛なりしは紡績事業にして其人員約四萬五千六百七十六人及び同業者總數の五分の一に達し、皮革業之に次ぎ罷工者の數同業者の三分の一に達せり而して其件數に付て之を見るに最近其最大は西曆千九百十一年の千六百二十一件にして人員は同千九百六年の四十三萬八千四百六十六人なり

#### 第四目 罷工期の長短と其成績

今一步を進めて罷工の長短と成功失敗等とを比較するに頗る翫味すべきものあり則ち西曆千八百九十年乃至九十九年の罷工を見るに一週日以下の罷工には平均成功三割三分、失敗三割二分、仲裁二割五分、八日乃至十五日の場合には第一一割、第二三割九分、第三五割

一分、十六日乃至三十日の罷工には第一九分、第二四割七分、第三四割四分、三十一日乃至百日の場合に於ては第一七分、第二四割四分、第三四割九分、百日以上に於ては成功六分、失敗六割三分、仲裁三割一分なりとす、由是觀之成功は日數と反比例を保ち失敗は殆ど正比例を保つ是れ資本家と勞力者とに於て耐久力に差違あるの致す所なり

西曆千九百十年に於ける佛國の大同盟罷工は同年四月より六月に亘る期間に起りし水火夫一般罷工は殆ど海港の貿易を閉塞し、六月の南部鐵道の罷工は多大の不便を惹起せり、兩罷工に對しては政府は嚴重なる處置を爲し公安の維持及貿易の障害を除くに殆ど其全力を盡せり、是等罷工稍やく治まり世人纔に愁眉を開きしに十月十日に更に北部鐵道の職工人夫等突然何等の通知なくして罷工を遂行し西部其他の線路に延及し數日の間巴里と西北部との聯絡全

く杜絶し英獨との通行亦多大の障礙を被りたり。是に於て政府は急に自動車隊を組織し之を以て纔かに郵便物の運送を爲し、煽動者は容赦なく之を捕縛し相當の罰に處し、兵士をして列車の運轉荷物の運送等を爲さしめ、動員令を利用し罷工者中の豫後備に在る者を召集し其職に應じて現役兵士を助けて鐵道事務に従事せしめ罷工の效力をして其半はを失ふに至らしめたり。此罷工は一週間を繼續せり。此の罷工に對しては政府の處置甚だ嚴重なりしを以て例の社會黨議員は之を喜ばず政府に對して劇烈なる攻撃を試みたり時に内閣議長内務卿兼教務院長ブリアン氏は奮然として『公法の安寧は是れ佛國革命の主義にして萬世動す可らず而して社會存立の權利は職工が罷工するの權利と固より同日の論に非ず』と論定し社會黨の試みたる種々の妨害を鎮壓し百八十三に對する三百二十九の多數

を以て政府の處置を可として其信用を保持する旨を決議せしめたり。是れ十月二十九日の出來事なり。然れども氏は内閣が少數たりと雖も國民の一部と衝突するは國家の慶事に非らずとし閣員總體の辭職を主張し終に之を決行せり。大統領フアリエル氏は一旦其請を容れしと雖もブ氏に非ざれば新内閣組織の大任に當る者なきを察し氏をして新たに内閣を組織せしめたり。氏も之を辭むに言葉なく新内閣を組織し十一月七日を以て議院に出席し國家の交通機關を以て勞働争闘の目的と爲す可らざるの立法を要すべき旨を公言せり。嗚呼佛國も亦前記キヤナダ立法に一步を進めしものと謂つべし。由來佛國は同盟罷工の取締り頗る寛裕にして國家の經濟は勿論屢々良民の苦む所と爲りしがブ氏の處置は甚だ機宜に適し進退亦公明なり。只氏が議論中罷工の權利を認むるが如き口吻あるは頗る遺

憾とする所なり、然れども佛國人士に此言あるは事情怪むに足らず而して氏の云ふ所は佛人多數の云ふを憚る所なり、氏も亦一世の英傑なる哉

因に云ふ獨逸に於ては八九月に罷工起り、兩月の間私立造船所は殆ど總て休業せり、九月の末には伯林に於て百五十人の石炭輸送夫が同盟罷工を企て一揆を起し暴行を擅にせしを以て一千人の巡查を繰出し之を制せしも鎮定に至らず警官は終に拔劔するの已むを得ざるに至り拳銃丸の交換を見るに至れり豈に物騒ならず哉

### 第五目 罷工者の最も注意すべき點

同盟罷工の成敗概ね斯の如し、然り而して其成功の場合に於ても得る所は勞銀全額の幾分にして其歩合概ね五六分に止まり一割以

上に達するものは蓋し稀れなり、之に反し罷工數日間に失ふ所の者は勞銀全額なるを以て得失相償ふは容易に非ず少くとも數箇月甚しきに至りては年餘若くは三箇年を要し或は一罷工の傷痕未だ癒へざるに再度の罷工を生じ損失を積送して終生恢復する能はざるの場合(前記經濟大意參觀)なしとせず況んや又不成功の場合に於てをや其損失測知す可らざるものあり、今當局の調査に據るに成功の場合に於ても停業の爲め損失せし所の勞銀を恢復する爲め平均七十五日を要す、然るに罷工の爲め失業したる者、減給せられたる者等の損失及境遇は頗る感むべく悲しむべきものなしとせず、西曆千九百六年の罷工總數千三百九中勞銀増加の爲め起りし五百七十九に就て調査したる結果に據るに罷工者十八萬三千三百三十八人が増加の爲め得たる所の金高は一人に一週に平均五法半乃至五法八十

三サンチームにして停業中失ひたる勞銀は成功の場合に於ては四十三日、仲裁の場合に於ては二百九十七日を以て之を恢復するを得て、最後の勝者たりしに相違なしと雖も後者の如きは頗る長日月に亘り其間新罷工の起らざりしは偶々以て勝利を全ふするを得せしめし而已、然れ共是れ成功若くは仲裁の結果にして當年の罷工には失敗の爲め六百萬法の勞銀を損耗し、勞銀外の損失五百萬法、勞銀を加へざる生産の結果、其他の損失舉て數ふ可らず、勞力者資本家の失ふ所測り知る可らざる所のものあり、慎ますんばある可らず、噫呼蛇行性固より曲なり、然りと雖も蛇身一たび筒に入れば則ち直し同盟罷工必ずしも不可なるに非ず、時機を得て之を試むるは勞力者生計上進の一助たる哉、疑を容れざるも其方便は陳情、協議等、其他穩當の手段に出でざるを得ず、而して時機の如きは之を見るに最も敏捷

たらざるを得ざるなり、夫れ細縁に由りて事に業に従ふは順用にして、龜縁に由つて之に反するは違用なり、違順異りと雖も畢竟是れ一法の二用のみ、二用の相資くる猶ほ攻守の其趣を異にして其終を一にするが如し、理世の術豈に法なからんや、察せずんばある可らざるなり

### 第六目 英國に於ける同盟罷工

英國の同盟罷工は礦業に多く紡績織物之に次ぐを通例とし、西曆千九百七年に於ては罷工者の數礦業に於て四萬九千九百四十四人、紡績織物に於て四萬七千四百二十九人、建築及び造船事業に於て一萬五千七百九十一人、衣類業に於て一萬千六百四十三人等なりしに、最近西曆千九百八年に於ては造船事業に於て最も甚しく一月に於



て東西海岸造船所に於て主として木工部分の勞力者五千人同盟罷工し十五週を経て尙ほ解けず、五月二日に至り造船事業者の同盟成りて卒然更に七千人を鎖出し一週に一志六片の減給を求めたり、勞力者方に於ても唯々之を諾せず一月以降は一志の減給に同意し六片の減は五月以降之を始めんことを協議せしに資本家方は之に同意せず三月より之を始めんと主張し兩々固く採つて動かす、勞力者中各團體の代表者は勢の否なるを察し讓歩の可なるを論せじと雖も終に其效なく勞力者は大舉して更に同盟罷工せり、是に於て當時の商務局長官チヨルナル氏仲裁の勞を採り終に勞力者方の讓歩と成り、同時に同氏の考案に依りて仲裁法を設くるに至れり(後に記載すべし)

西曆千九百八年中に起りし爭議の重なる者の他の一例は九月ラ

ンヤッスシヤの紡績所に於て起りし者なり、此爭議は資本家が翌年の一月以降無條件にて五分の減給を求めしに始まり、之に對し勞力者は其時に至り營業所得に餘裕なきときは已を得ずと爲し一旦無事に歸せしに後ち系引部の職工は無條件にて五分減に同意せり、然るに他部の職工は之に服せず久しく結で解けず終に九月二十一日に至り大鎖出と成り直接間接に十二萬人の失業者を出し北部諸國の慣として秋天漸やく寒く無数の困難を惹起し十一月初旬五分減を一月より始めず三月の第一の給料支拂日より之を爲すべしとの協議成り事漸やく治まるを得たり、當時亦チヨルナル氏の盡力少なからず是等を始めとし西曆千九百八年は爭議頗る多し、爭議の原因は種々にして年に依り同じからずと雖も主として給料問題及同盟外勞力者使用に反抗するにあり而して増給問題の如きは總數の

凡そ六割を占め成績は年に依り差違ありと雖も成功失敗、仲裁各約三分の一を占む、西曆千九百十年の實況は未だ之を詳かにするを得ずと雖も幸にして大罷工を聞かず、然るに同十一年に於て鐵道業に於て起りし罷工は殆ど全國に亘り二十四時輸送の路を斷ち多大の損失を醸し一旦平穩に歸せしと雖も再炎の勢を示し禍根結んで久しく解けず人心爲に恟々たりき

### 第七目 獨逸の實況

獨逸の如きは大に其事情を異にし立法は前記西曆千八百六十四年の佛法に酷似し罷工及罷工者の數は漸次に増加し西曆千八百九十二年の七十三回なりしに同千九百二年乃至六年には毎年の平均二千七回となり之に關係せる製造所は平均一萬二千九十七、罷工者

十八萬六千六百七十一人を數へたり而して西曆千九百六年の罷工は三千三百二十八回にして係争事業は一萬六千二百四十六箇所、罷工者二十七萬二千二百十八人(勞力者總數の三割九分七厘)にして解備せられたる者二萬四千四百三十三人に及べり、罷工の最大なる者は建築事業にして係争事件千七十九罷工者七萬九千七十六人を數へ其より紡績織物、金屬製造、礦山、製鹽、木材、建築外の土木と云ふ順序にして土木事業に於ては件數二百六、罷工者一萬九千四十六人(最少なり)とす、罷工の原因は勞銀問題七割五分四厘、勞働時間問題二割四分六厘にして一割八分四厘(前記年間の平均は二割一分一厘なり)は成功、四割五分は雙方の讓歩(平均は三割八分二厘なり)三割六分六厘(平均は四割七分)は失敗に歸せり而して成功中の九割は攻撃的に之を得たる者にして西曆千八百九十六年乃至同千九百五年職工同盟

が罷工の爲め費やしたる金額は三千萬馬以上にして即ち一年平均三百三十三萬餘馬なり罷工も亦出費を要するものと云はざるを得ず。今一二の實例を擧ぐん

西曆千九百年のウエストフリア礦夫の罷工の如きは罷工者二十八萬八千人の多きに及しも資本家の同盟固うして破れず終に勞力者方の全敗に歸せり、又最近西曆千九百七年柏林の建築事業に起りし同盟罷工の如きは事業繁榮なる時機に於て起り成功疑なかりしに勞力者の不明に由り掌中の玉を逸せり當時勞銀の單位は一時間七十二獨片にして勞働時間は九時なりしに勞働者は突然八十二獨片及八時勞働時間の請求を爲せり時に事業繁昌停業頗る不利益なりしを以て資本家は時間の短縮は之を諾せず増給は即時之を甘諾せしを以て勞力者代表者は之を以て條理ある讓歩と爲し歸つて之を

勞力者に報告し同意すべきを勸告せり、然るに勞力者は之を以て満足せず飽迄我意に募り輿論に反し時間の短縮をも之を得んと主張し忽ち同盟罷工し仲裁々判所の忠告をも之を退け頑然として罷工を繼續し兩々相持して解けず終に戦ひ勞れて八時間半單位七十六獨片の讓歩を決し不得要領寧ろ雙方の損失に歸せり、因に云ふ勞銀の單位高きが如きも是れ都會の製造業に見る所にして農業地方に於ては甚だ低し即ち其最高は西獨グッセルドルフの一馬九十九獨片(壯丁の一日の料なり)最低は東獨のグミビンネンの一馬四獨片なり總て勞銀は西に高ふして東に低く東は人文の度頗る劣る所あり、獨逸同盟罷工の實況概ね斯の如し、然り而して獨逸の勞働に關する立法は所謂社會主義の傳播を防ぐを以て目的と爲し其規定頗る嚴重なり、則ち西曆千八百九十九年五月一法令を發し罷工に與みせざる

者に對し暴行を加ふる者、同盟罷工を煽動する者又は要所に番人を置き正業に就んが爲め來る者に妨害を與ふる者は一年以下の禁固に處するものと爲し若し同盟罷工に依り帝國又は列邦の公安を害ひ又は人命財産に危害を生せしめたるときは犯行者は三ケ年以下の懲役、其煽動者は五ケ年以下の懲役に處するものと爲せり(近年の詳況に就ては拙著經濟大意參觀あるべし)

斯の如く刑期の最長限甚だ長きに亘るを以て衆濫用の恐あるを憂ひ頗る安んぜずして多少の議論を免れず、抑々獨逸立法は外形美ならざるに非ざるも事久しからずして尙ほ事理雙脩所謂圓轉滑脱の域に入らず、目足未だ具備せずして清涼の地に至るを得ざるの歎なきを得ざるなり。其他伊、埃、蘭、白、瑞、典、丁、抹、瑞、典、露等ありと雖も各々大同小異にして耳目を新にするに足るもの少なく徒らに看官を煩

すの嫌あるを以て之を省略し請ふ一躍以て北米合衆國の情況を説かん

### 第八目 北米合衆國

合衆國は罷工を以て著名なる國の一にして西曆千八百一年乃至同千九百五年の罷工回数は三萬六千七百五十七にして關係人員六百七十二萬八千二十八人の多きに達す。抑々合衆國は英國に比し倍數の人口を有するを以て回数人員に於ては敢て過多なりと云ふを得ざるに似たりと雖も主農半工國として頗る多大の數と云はざるを得ず而して其數逐年増加し西曆千八百八十一年には回数四百七十一、人員十二萬九千五百二十一、同千八百九十年には千八百三十三回、三十五萬九千九百四十四人、同千八百九十四年には千三百四十九回、

六十六萬四百二十五人而して人員の多きは蓋し此年を以て最とす、同千九百年には千七百七十九回、五十萬五千六十六人、同千九百三年には三千四百九十四回、人員未詳、同千九百五年には千七十七回、人員同上にして少しく減少せしと雖も西曆千九百五六年は商業繁榮の年柄なるを忘る可らず而して罷工の原因は主として増給の請求、減給の抵抗、勞働時間、勞働組合認許の請求等なり、罷工の數は年に依り増減あるは勿論なりと雖も西曆千八百九十八年以降は概して増加せり、仲裁は漸やく増加し成功の數も亦増加の傾向を示し合衆國勞働問題も近時多少の面目を改めたり

## 第二款 鎖出

## 第一目 獨逸の例

如上是罷工の梗概なり、然るに資本家側にも同盟ありて時に合同一致して勞力者に對し門戸を鎖すの舉なしとせず、今一例を舉て之を述んにザキソン王國の如きは職工人員約七十萬人を過ぎざるに其内四十萬人を使用する所の四千の工場は固く團結し互の職工を採用するときは大に其出入に注意し彼等をして出入を自由にすること能はざらしむ、然るに方今世運の進歩に隨ひ事情種々に纏綿し勞力者方より攻勢を採り罷工の舉に出れば資本家方に於ては防禦的に鎖出の方便を採り兩々相對して譲らず擾々紛々罷工變じて鎖出となり、鎖出變じて罷工となることなきに非ずして其分界を定むること容易ならざるは蓋し稀有の事に非るなり、然れども罷工は攻撃的にして鎖出は防禦的なるは其素質に於て然らざるを得ざる所なり、鎖出の起る最も普通の場合は大工場に於ける一部の罷工の爲

め他の罷工に與みせざる部分の職工に對し鎖出を行ひ又は之を行はんとする擬勢を示し(例へば蒸氣機關製造所に於て釜製造部の職工罷工し他の部分は之に加はらざる時の如し)以て彼等の間に調和を求めしむるを期し又は罷工の將に發せんとするに際し機先を制して鎖出を發表し對手方の荒膽を挫き以て災を未發に防ぐの類是なり(拙著『經濟大意』參觀)

## 第二目 佛國の例

又佛國に於ける著名なる者を舉れば西曆千九百六年に於ける「イヂエレー」の靴業及自働車業、同千九百八年八月の土地賣買業に於て起りし者にして同年同月に起りし巴里市の工事會社の如きは五千人の職工を鎖出せり然れども資本家の組合も尙ほ未だ圓熟せず

利害衝突して鎖出中に協議を重ねざるを得ざるを通例とす、依て獨逸工業者中には既に協議を遂げ防禦の爲め種々の方法を設け屢々鎖出を試み輒近年に増加するの傾向あり即ち西曆千八百九十九年には二十八回なりしに同千九百二年には五十一回、同三年には九十六回、同四年には百三十二回、同五年には二百六十三回、同六年には三百有五回に増加し其三分の一は土木事業に係れり、事是に止まらず進んで對罷工保險なる者を組織し西曆千九百六年に於ては保險金を受けたる製造家二百三十五軒、鎖出延日數六十四萬二千七百四十一日に及び同千九百七年金屬製造家の爲めに設立せられたる保險會社の如きは十六萬の勞力者を使用する千四十八軒の製造者を糾合しザキソン王國の工業組合の組織に係る罷工補償會社も同年千個の製造家を抱有せり

佛國に於ても近時商工組合なる者を組織し罷工に對する損失の相互保險の基を開き佛國化粧具製造組合、リール組合等大に研究する所あり、兩々相對し肝膽相照し其心を大にし區々たる私利に汲々たらず専ら意を公共の利害に注ぎ以て研究せば庶幾くは人世の一大事たる勞働問題の解決に貢獻するを得ん。今哉金科の設け玉條の定めあり、然りと雖も事久しからずして圓熟を缺き尙未だ獨輪覆轍を免れず因地の心、果地の覺無二無別なる能はざるの歎なきを得ず慮らすんばある可らざるなり

## 第五章 仲裁機關并に据置契約

### 第一款 仲裁機關

#### 第一目 機關の發達

同盟罷工及鎖出の利害斯の如くなるを以て近時諸國に於て其利を收め其害を避けんとし公的若くは私的の機關を組織し事を仲裁に委せんとするの傾向を生ぜり、佛國に於ては夙に「ブルードム」則ち我勸解裁判の如き者ありて資本家勞力者間の紛議を仲裁するの任に當り其效力頗る著名なり、英國も亦之に注意し西曆千八百六十年老練なる製造者モンデラ氏仲裁機關を組織して大に功あり、政府亦茲に鑑みる所ありて西曆千八百九十六年八月七日を以て一法律を發布し注意若くは強制的仲裁に就て規定を設けたり、其他埃は西曆

千八百八十五年、獨は同千八百九十六年、伊は同千八百九十三年、ニュージーランドは同九十四年、工業上の紛紜を制する爲め特別の法廷を設け、仲裁の勞を採るの資格を與へたり、而して北米合衆國中、二十四州は西曆千八百六十六年乃至同千八百八十六年に仲裁々判所を組織せり、又一步を進め、佛國は前記「ブルードム」を以て満足せず、西曆千八百九十二年十二月二十七日の法を以て資本勞力者間の紛議仲裁の規定を設け、資本家及勞力者は單獨若くは双方合同して區裁判所に出訴するを得るものとし、若し勞力者が既に罷工を發表せし場合に於ては、所長は三日間に訴狀の呈出を命ずることを得るものとす、訴狀の呈出ありしときは、所長は之を相手方に通知し、三日間に答辯書の呈出を命じ、之に應ぜざるときは、勸解は不成立と見做す、勸解成立せしときは、双方より五人以上の代表者を出し、所長の眼前に於

て事件を討議し、協議整はざるときは、所長は仲裁人を命じ、之をして事を裁せしむ、若し仲裁人中異變を生じ、一定の決議に至らざるときは、特選仲裁人を設く、彼等亦一致する能はざるときは、仲裁者の席長一仲裁者を選定し、其決する所に據るものとす、然るに議會に於ける左黨及社會黨は任意を好まず、強制仲裁を主張せり、是れ特に勞力者に利益を與へ、資本家の利益を顧みざるものと云ふべし、何となれば、仲裁人及一般公衆は資本勞力の關係は其根底に於て動かす可らざる、需給自然の條理伏在し、慢りに人爲を以て左右し、能はざる所の經濟上の眞理を悟らす、慢に外面資本家及勞力者の生計状態を通觀し、動もすれば勞力者に同情を表し、大局に不利なるの結果を見ざるの虞なきを保せざればなり。



## 第二目 佛 國

輓近巴里建築家はアンウエルス及マーセイユの例に倣ひ資本家  
勞力者間に一同盟を組織し資本家其費用を受持ち加入勞力者へは  
他人に先ち雇傭せらるべき等種々の便宜を與へ費用は資本家側の  
受持と爲し勞力者方は之に報するに濫りに罷工を爲さず已を得ざ  
る事情あるときは先づ以て之を仲裁委員に訴へ其指揮に従ふべく  
之に反する者は解傭の處分を受くものとせし等頗る見るべきもの  
あり而して同盟の規約書中參考すべきもの少なしとせず請ふ其梗  
概を左に掲出せん

一社員は左の三級より成立し其數に制限を設けず

### 一正 員

### 二客 員

### 三名譽員

正員は建築事業家にして組合規約を遵守す

客員は職工長及職工にして組合規約を遵守し規定の利益を  
受く

名譽員は委員の定むる所の年額を負擔す

正員は組合年限即ち三箇年間は組合を脱することを得ず

客員は何時たりとも組合を脱することを得

二 本組合は勞力者の爲め最短労働時間に就て定められたる最  
低勞銀を保持するを目的と爲す

三 資本家と勞力者間に生ぜし一切の係争事件は總て之を仲裁  
に附す

- 四 本組合は左の救護方法を設け建築事業に従事する勞力者の物質的及精神的改良に盡力すべし
- 一 疾病及休業に對する救護
  - 二 勞力者の寡婦孤兒に對する同上
  - 三 退職者に對する同上
- 建築事業の雇傭人及監督者は必要なるときは本規約の利益を受くるの請求を爲すことを得
- 五 正員は客員のみにて其事業經營の爲め不足を生せし場合の外他の勞力者を使用することを得ず
- 客員は正員以外の建築家の爲めに勞力することを得ず但し組合所定の最短勞働時間外に於て正員が客員の爲めに適當なる勞働を與ふること能はざるときは此限に非ず

- 六 正員は其使用したる勞力者に支拂ひたる勞銀の年額に比例し加入費、保險、保給費等の費用を分擔す
- 七 規約書第十五條に従ひ正員及客員は仲裁委員に訴ふることなくして鎖出又は罷工を執行することを得ず之に反する者は總て同盟より除名せらる
- 八 本組合の事務は正員及各部所屬の客員に依り選ばれたる委員之に任ず
- 九 選舉は委員の定めたる時と場所に於て無記名投票を以て之を行ふ
- 十 總會には正員客員總て出席す
- 十一 資本金勞力者間の爭議は所定の局へ之を提出し局は之を仲裁委員に移牒す

第一仲裁の結果満足ならざるときは委員中又は名譽員中より係争者双方に於て各々二人を選び再審を行はしむ  
再審員の説一致せざるときは委員に於て(一箇年前)調製し置きたる建築家の氏名簿中より抽籤を以て一人を定め其説に従ふものとす

十二 宣告は總て儀式を用ひず友愛の情を以て説論的に是れを爲す

新組合の組織凡そ斯の如し、設立日尙ほ淺く未だ十分に實際の結果を見る能はずと雖も其資本勞力双方に利ある議論を俟たざるなり、然れども花季風雨多く名月亦雲霧あり世常に平かなると能はず如何なる良法あるも時に或は罷工の災あるを免れず故に近年百尺竿頭一步を進め罷工保險なる者の設立を見るに至れり蓋し罷工保

險とは平常に於て勞力者より掛金を集め有事の日に於て生計費又必要ある時は勞力者が資本家に對する訴訟費を補給するものにして率先之が設備を爲せしは西曆千九百五年六月の設立に係る里昂の「ロイド」會社にして尋で同千九百七年六月「プログレ」(進歩)會社の設立ありて頗る世人の注意を惹けり、今其組織の大體を見るに同一事業を各部に分ち勞力者をして其從事する所の業務に隨ひ各々其一部局に專屬せしめ更に中央部を置きて各部局を援助し、中央委員當該事業に關係なき者を以て組織すを設けて罷工が全く勞力者の利害に係り資本家に關せざるものなるときは之が指導の任に當るものとす

### 第三目 英國

英國にも相互救助の目的を以て組織せられたる有名なる職工同盟なる者ありて内若干は豊富なる資金を有し六十萬人の同盟員を抱擁し西暦千八百九十八年乃至同千九百年間に失職救助金三千七百萬圓、爭議補助金二千三百五十萬圓を支出せり而して近年は前者は増加し後者は減少するの傾向あり即ち西暦千九百二年乃至四年の二ヶ年間に支拂ひたる前者の金額は西暦千八百九十六年乃至千九百一年の五箇年に支拂ひたる者と約同額にして西暦千九百六年には失職救助の爲に支拂ひたる金額は基金の二割一分、疾病怪我の爲に支拂ひたる者二割一分、年金の爲め拂ひたる者一割五分にして爭議補助の爲め支拂ひたる者は僅かに七分に止まれり而して失職救助費増加は主として冬期休業多き建築及造船事業の爲にして西暦千八百九十五年に前者の爲め五十二萬圓、後者の爲め百三十七萬圓、

同千九百四年に前者の爲め百九十二萬圓、後者の爲め三百四萬圓を支出し前記兩年に於て百の同盟が支拂ひたる失職救助金の總高は前者は四百十六萬圓にして後者は六百四十七萬圓の巨額に達し名は保險と稱せざるも能く其目的を達し成績好良なり、獨逸に於ては有名なる一般労働者保險法是れは所謂社會主義の發達を防ぐの一方法なりありと雖も國立の爭議保險なる者なく、輓近コローン及ストラスボルヒの兩市に於て之を試みたり、後者は西暦千九百七年の設立に係り尙未だ其成績を見るに至らずと雖も前者は同千八百九十六年の設立に係り西暦千九百五年の報道に就て之を見るに同千九百四五年冬期に於て掛金を拂込みたる勞力者千五百九十六人に於て失職救助を受けたる者千二百七十五人に達し其比例甚だ強し、元來コローンは三十七萬二千人の大都會なるに加入員實に徴々た

る者と云はざるを得ず而して其過半數(八百六十九人)は建築事業に屬する勞力者にして西曆千九百三四年冬期の會社の收入は二萬四千二百十圓にして内掛金は僅に一萬圓に止まり尙ほ未だ成功と云ふを得ず而して茲に注意すべきは輓近精巧勞力者加入の減少するとは是なり即ち彼等の加入は西曆千八百九十六年は總數の五割なりしに同千九百七十七年には二割五分に減せり(掛金は普通勞力者一週に二十八獨片精巧勞力者一週三十六獨片なり)是れ他なし北地の戸外勞働者は冬期に於て屢々休業せざるを得ず獨逸政府の調査に據れば冬期失職者總數の四分の三は建築農業に屬する者なり故に保險加入者は自己の爲め最も其必要を感ずる者に限り高給勞力者にして稍々生計に餘裕ある者の加入減少するも此原因に外ならず英國に於て西曆千八百九十六年仲裁法なる者を發布し左の規定

を設けたる

第一 商事爭議の起りし場合若くは起るの恐れあるときは商務局は原因を調査するの權能を有す

第二 商務局は係争者に和解の協議を爲すことを勸誘することを得

第三 商務局は係争者の需めに應じ仲裁人を任命することを得

第四 私設の仲裁局は之を公認し登記を受けしむるを要す其施設なき地方に於ては商務局は其設立を促すの方法を採ることを得

英國の立法凡そ斯の如し然れども商務局は前記の規定を執行するの義務なきを以て強大なる爭議に對しては殆ど其効なく尙ほ遺憾なき能はざりしに由り此缺點を補はんが爲め西曆千九百八年九

月前記チヨルチル氏の考案に依り永久の仲裁院を設立せり、該院は三名若くは五名を以て組織し議長一名外若干員を資本家及勞力者（職工同盟員を加ふ）兩方より選出し商務局之を任命するものとす而して係争事件の参考員を要するときは院若くは係争者の需めに應じ商務局より専門家を出席せしむ、商務局の招集に應ずべき仲裁員者は豫め局長より指名し置くものとす、用意周到實に吾人の意を得たり、抑々文武の規矩あるも周呂の鑿柄なくんば則ち功業成らず、大車輓なく小車輓なくんば何を以て乎行くを得んチヨルチル氏の勞亦多しと謂つべし、其他西曆千八百九十二年の設立に係る倫敦仲裁々判所なるものあり其組織等に就ては同千九百九年發兌のヘイゼル氏年報參觀あるべし、キヤナダも亦前記法律を以て仲裁々判を設け判官は三名より成立ち資本家勞力者双方より各々一名を選び他

の一名は被選任の二名之を選び、彼等同意し得ざるときは政府之を選定すべきものとす、調査員の選任も同一方法に依る

### 第二款 据置契約

輓近事情斯の如く錯雜し資本家勞力者の不便少からざるを以て勞銀据置契約なる者發達し大に獨逸に行はれ既に三千の場合あり其内二千三百六十件は西曆千九百六年に於て取結ばれし者なり、其要點は若干期間は勞銀を動かさず（通例二年なり）と契約するものにして前記三千件中建築事業に於ては千九百十九件、三百二十六件は羊毛業、二百四十四件は金屬事業、其他飲食物、煙草、衣服、吳服、製革、紙、印刷等數種あり、此方法は中以下の事業に行はれ、大店に於ては殆ど其例を見ず、之に關する勞力者の數は既に三十一萬七千四百八十七人

時事連想

参之卷

金融

工業の巻終

の多きに達せり

第五章 仲裁機關並て据置契約

一一四

## 自序

我國の金融機關は其大體に於ては整然として備はり殆んど完全の域に達す然りと雖も細目枝葉に至りては盡さざる所の者少しとせず然るに今哉我國は既に純農國の域を脱し將さに商工國に入らんとし戦時の實況及戦後の經營に關し銀行に依らざる可らざる者甚た多し此時に當りて銀行事業の發達整理に努力せざるを得ざるは多辯を要せず政府茲に見る所ありて久しく閑却せられたる銀行監督の急を察し新たに大藏省に銀行局を開設し力を是處に用ひんとし議會亦其必要を認め其費用を決議



し敢て惜む所なく監督の事將さに盛ならんとす是れ固より吾人の多とする所なり予輩亦多少望む所なきに非ず正に時勢の風潮に鑑み輿論の嚮ふ所に隨ひ多年の抱負を發表し以て聊か素懷を述ぶと爾云章を重ねること十有八款目舉て數ふるに違あらず而して謂ふ所能ばさるに非らず皆是れ爲さるるに屬す世に寸益あらば幸甚太

大正五年七月

著者誌

### 時事連想 金融之卷 目次

第一章 正貨準備	一
第一款 正貨準備の維持増殖	一
第一目 方法	一
第二目 市場の操縦	四
第三目 獨佛の慣用手段	五
第二款 兌換手数料	六
第一目 必要	六
第二目 諸税	九
第二章 小額紙幣の引揚及多年兌換の請求 なき紙幣の取扱	二

第一款 小額紙幣の引揚……………二一

第二款 多年兌換の請求なき紙幣の取扱……………二三

第三章 利率……………二五

第一款 總論……………二五

第二款 中央銀行利率と市場利率との關係……………二八

第三款 参加利子及質物に依る利率の區分……………三三

第一目 参加利子……………三三

第二目 質物に依る利率の區分……………三四

第四章 預金……………三六

第一款 有期預金……………三六

第二款 預金の取扱……………三七

第一目 定期當座の差違……………三七

第二目 期限中の引出……………三九

第三目 箇々に付ての注意……………三〇

第四目 一般の注意……………三三

第三款 幾何級數率法則及貯金利子歩合と引出の關係……………三五

第四款 有價證券當座預……………四〇

第五款 預金保險……………四二

第一目 預金保險の必要及其類例……………四二

第二目 組織方法……………四三

第三目 効用……………四六

第五章 小切手……………五〇

第一款 透字小切手……………五〇

第二款 改描及其他の變造……………五三

第三款 線引小切手……………五九

  第一目 總論……………五九

  第二目 種類……………六一

  第四款 保證小切手……………六五

  第五款 集合小切手及計算用の振出……………六六

  第六款 小切手取扱の慣行及新案……………六七

  第一目 重複振出……………六七

  第二目 記名無記名の差並に書損毀損小切手の處分……………六九

  第三目 支拂順序並に最終殘高の引出し……………七〇

  第七款 過振の濫用……………七二

  第八款 小切手預入の注意……………七三

  第九款 小切手の節用……………七五

第六章 割引

第一款 割引歩合を定むるに付ての注意……………七七

第二款 階段割引……………八〇

第三款 恐慌に處する割引方策……………八一

第四款 金の流出を止むる爲の割引方策……………八五

第五款 割引方策と並用すべき金の流出豫防方法……………八九

第七章 貸付

第一款 普通貸付……………九五

  第一目 質物の選擇……………九五

  第二目 株式中の選擇……………九八

  第三目 擔保品取扱に關する英國の慣例並に貸付の簡便法……………一〇〇

第四目 銀行の避くべき貸付……………101

第二款 保証貸……………105

第一目 方法……………106

第二目 効用……………106

第三目 擴張……………107

第八章 資本……………109

第一款 資本を過大にするの不利……………109

第二款 公稱資本と拂込資本との關係……………113

第九章 本支店の關係……………117

第一款 支店組織の發達……………117

第一目 英國の實況……………117

第二目 支店開設の要件……………120

第三目 支店の監督……………121

第二款 責任代理店……………124

第一目 濫 觴……………124

第二目 我國の實況……………126

第十章 機關銀行及銀行の破綻……………129

第一款 機關銀行に就ての注意……………129

第一目 有利なる場合……………129

第二目 有害なる場合……………130

第三目 極端なる濫用……………131

第二款 銀行の破綻……………134

第一目 英米に於ける破綻の實況……………134

第二目 我國の近況及株主の不心得……………139